

「平成 23 年度大学まちづくり政策形成事業」

**地域資源を活用した
体験・滞在型観光
に関する調査研究**

平成 24 年 2 月

東北公益文科大学 教授

出井信夫

まえがき

本報告は、酒田市より本学東北公益文科大学に対する委託調査研究「平成 23 年度 大学まちづくり政策形成事業」の『地域資源を活用した体験・滞在型観光に関する調査研究』報告書である。

近年、酒田市における中心市街地や農山漁村地域において、他の地方小規模都市と同様に、「商店の空き店舗」「住宅の空き家」「農業的土地利用における未利用地」などが発生している。

本調査研究の目的は、これらの未利用地域資源の実態把握をする方法などについて考察すると同時に、これらの未利用状況にある地域資源を有効活用して、「滞在型観光地形成」や「体験型観光地形成」に利活用するための方策や手段などについて検討し、市当局へ提案し、今後の政策推進の一助とすることを目的としている。これらの課題を検討する過程においては、全国において成功している先進地事例をいくつかとりあげて、その成功要因を分析し、参考としている。また、地域資源を有効活用するための政策支援制度などについても検討している。

本調査研究報告書が、酒田市における今後の未利用地域資源の有効活用方策、また政策推進を検討する一助として活用されると同時に、今後、さらなる具体的な施策展開の検討、実現に向けてモデルプロジェクトの推進などに役立てていただければ幸甚である。

本調査研究報告書は、次の内容より構成されている。

- 1 章 酒田市の地域概況
- 2 章 酒田市市街地等における「空き店舗」「空き家」など遊休未利用地域資源の把握
- 3 章 全国の「空き店舗」「古民家」「遊休未利用地」等地域資源活用の先進事例
- 4 章 酒田市における「体験・滞在型観光」に向けての課題
- 5 章 遊休地域資源の活用再生における資金調達とその活用モデルの検討
- 6 章 歴史的建造物等の保存修景などに関する支援事業の概要

【資料編】

平成 24 年 2 月吉日

東北公益文科大学 教授 出井信夫

「平成 23 年度 大学まちづくり政策形成事業」

「地域資源を活用した体験・滞在型観光に関する調査研究」

東北公益文科大学教授 出井信夫

目 次

1 章	酒田市の地域概況	1
1	酒田市の人口、世帯の概況	
2	酒田市の産業別の事業所、従業者の概況	
3	酒田市の商業の概況	
2 章	酒田市市街地等における「空き店舗」「空き家」など 遊休未利用地域資源の把握	5
1	中心市街地、農山漁村地域等における「空き店舗」「空き家」「遊休未 利用地」等の現況とその把握の必要性	
2	中心市街地等における「空き店舗」「空き民家」等の把握のポイント	
3	農山漁村地域等における「空き農家」「空き民家」等の把握のポイント	
4	農業振興地域内等における農地等の遊休未利用地等の把握のポイント	
3 章	全国の「空き店舗」「古民家」「遊休未利用地」等地域資源活用 の先進事例	11
1	全国の「空き店舗」「古民家」等地域資源活用の主な事例	
2	中心市街地の「空き店舗」「古民家」等の保存修景の事例 —埼玉県川越市の町屋保存活用例—	
3	中心市街地の「空き店舗」「古民家」等の保存修景の事例 —栃木県栃木市の町屋保存活用例—	
4	中心市街地の「歴史的建造物」「空き店舗」等の活用再生事例 —滋賀県長浜市の第3セクター会社「黒壁」の例—	
4 章	酒田市における「体験・滞在型観光」に向けての課題	21
1	「体験・滞在型観光地形成」に向けての問題、課題	
2	遊休地域資源の正確な把握と関連各課、関連団体との協力体制の充実と 強化	

3	「体験・滞在型観光地の形成」の展開へ向けての留意点	
5章	遊休地域資源の活用再生における資金調達と活用モデルの検討	26
1	酒田市における地域資源の主な活用事例	
2	遊休地域資源「所有者・所有権者等権利関係」の正確な把握	
3	遊休地域資源「権利者の意向調査、確認調査」の検討	
4	遊休地域資源の再生活用の方向	
5	事業推進のための組織づくりと資金調達方法の検討	
6章	歴史的建造物等の保存修景などに関する支援事業の概要	36
1	古民家の保全・再生・活用に関連する支援事業の概要	
2	歴史的建造物等の保全修景、景観保全と支援制度の概要	

【資料編】

資料1	：「美しい日本の歴史的風土 百選」の一覧	1
資料2	：「古民家の保全・再生・活用」に関連する支援事業一覧	9
資料3	：「重要伝統的建造物群保存地区」	17
資料4	：(財)都市農山漁村交流活性化機構の概要	21

1 章 酒田市の地域概況

1 酒田市の人口、世帯の概況

山形県酒田市は、山形県内において日本海に面した唯一の市として発展してきた。

かつて、江戸時代には、日本海の海路の航行開発に伴って、「北前船」の海運により、湊町酒には江戸や大阪との交易で大いに賑わった。

近年も、山形県において、県都の山形市、隣接の鶴岡市に次ぐ、県内三番目の人口規模の商工業を中心とした都市として発展してきた。

ちなみに、酒田市は、平成 17 年 11 月 1 日、旧酒田市に八幡町、松山町、平田町が合併して、新酒田市として発足したことに伴って、市街地形成地域のみならず、市街郊外地域を抱えるなど、新酒田市の市域は多様な地域より構成されている。

ちなみに、近年の人口は、大要、次のとおり推移している。

表 1-1 人口、世帯の推移

	人口数	男	女	世帯数
平成 23 年 12 月末日	111,477 人	52,919 人	58,558 人	41,610
平成 22 年 12 月末日	112,430	53,416	59,014	41,541
平成 21 年 12 月末日	113,453	53,968	59,485	41,454
平成 20 年 12 月末日	114,494	54,468	60,026	41,461
平成 19 年 12 月末日	115,708	55,137	60,571	41,574
平成 18 年 12 月末日	116,883	55,764	61,119	41,488
平成 17 年 12 月末日	118,171	56,483	61,688	41,580
平成 16 年 12 月末日	99,391	47,605	51,786	35,764
平成 15 年 12 月末日	99,881	47,834	52,047	35,457

酒田市の人口は、このように、一市三町が合併した平成 17 年 11 月 1 日の間近の人口数、すなわち、平成 17 年 12 月末日の人口 118,171 人（男 56,483 人、女 61,688 人）、世帯数 41,580 世帯をピークに、その後、人口数、世帯数は、漸次減少傾向で推移している。

2 酒田市の産業別の事業所、従業者の概況

酒田市の産業別の事業所数、従業者数について、その推移については、『平成21年経済センサス－基礎調査酒田市報告書（概数）』（酒田市総務部情報管理課、平成23年7月）に示すとおりである。次表は、『平成21年経済センサス－基礎調査酒田市報告書（概数）』を要約したものである。

ちなみに、事業所数が最大であったピーク年は、昭和56年時点であり、事業所総数は7,856所であった。この時の従業者総数は51,934人であった。

一方、従業者総数が最大であったピーク年は、平成8年当時で、従業者総数は57,963人であった。この時の事業所総数は7,568所であった。

その後、事業所総数近年に至るまで、漸次減少傾向にあり、間近の平成21年における事業所総数は6,421所である。

一方、従業者総数については、事業所総数とともに漸次減少傾向にあったが、平成16年時点を下限に、近年は増加している。

表1-2 年次別産業（三区分別）事業所、従業者の推移

	総数		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
昭和44年	6,456所	39,534人	23所	315人	1,462所	16,458人	4,971所	22,761人
昭和50年	7,092	45,639	30	284	1,565	19,116	5,497	26,239
昭和56年	7,856	51,934	28	437	1,596	20,434	6,232	31,063
昭和61年	7,846	52,810	30	398	1,589	21,597	6,222	30,815
平成3年	7,627	55,922	33	391	1,563	22,759	6,031	32,772
平成8年	7,568	57,963	29	261	1,509	23,295	6,030	34,407
平成11年	7,158	54,877	26	278	1,431	21,172	5,701	33,427
平成13年	6,992	53,874	23	213	1,363	19,474	5,606	34,187
平成16年	6,645	49,938	19	212	1,274	16,680	5,352	33,046
平成18年	6,604	50,445	20	222	1,211	16,116	5,373	34,107
平成21年	6,421	51,736	42	503	1,123	14,458	5,251	36,748

※) 平成18年以前は、「事業所・企業統計調査」の調査結果（利用上の注意（4）参照）

※) 平成16年以前は旧一市三町の調査結果を合算したもの

3 酒田市の商業の概況

酒田市の商業について、(1)法人組織の商店における①商店数、②従業者数、③年間商品販売額、(2)個人商店における①商店数、②従業者数、③年間商品販売額について、その推移については、次の『商業統計調査酒田市報告書』（資料：商業統計調査、平成 19（2007）年 6 月 1 日調査実施）に示すとおりである。

商業においては、平成 11 年における(1)法人組織の商店における①商店数、②従業者数、③年間商品販売額、(2)個人商店における①商店数、②従業者数、③年間商品販売額がピークである。その後、年々、減少する傾向にある。

表 1-3 商業の推移

単位：店・人・万円

区分		平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
法人組織 の商店	商店数	1,103	1,078	1,043	994
	従業者数	9,924	9,540	9,022	8,713
	年間商品販売額	41,688,086	37,178,462	34,200,636	31,510,719
個人商店	商店数	1,195	1,055	1,003	863
	従業者数	2,431	2,411	2,275	1,886
	年間商品販売額	2,178,193	1,942,049	1,713,726	1,444,259
計	商店数	2,298	2,133	2,046	1,857
	従業者数	12,355	11,951	11,297	10,599
	年間商品販売額	43,866,279	39,120,511	35,914,362	32,954,978
	うち卸売額	29,297,847	25,280,582	23,495,505	20,195,389
	うち小売額	14,568,432	13,839,929	12,418,857	12,759,589

（平成 11 年は 7 月 1 日、平成 14・16・19 年は 6 月 1 日）

注）各年の数値は旧 1 市 3 町で合算集計したもの

資料：商業統計調査

直近では平成 19（2007）年 6 月 1 日に調査が実施された。

平成 21（2009）年簡易調査は経済センサスと内容重複のため実施されない。

次回、平成 24 年調査は平成 26 年にずらして実施予定。

平成 19 年時点においては、平成 11 年時点ピーク時における数値に比較して、(1)法人組織の商店における①商店数は約 10%減、②従業者数は約 13%減、③年間商品販売額は約 25%減となっている。

同様に、(2)個人商店における①商店数は約 28%減、②従業者数は約 23%減、③年間商品販売額は約 25%減となっている。

2章 酒田市市街地等における「空き店舗」

「空き家」など遊休未利用地域資源の把握

1 中心市街地、農山漁村地域等における「空き店舗」「空き家」「遊休未利用地」等の現況とその把握の必要性

山形県酒田市は、平成17年11月1日、旧酒田市に、旧八幡町、旧松山町、旧平田町に合併した結果、大別すると、市域は、(1)旧酒田市の市街地的土地利用地域と(2)旧三町など農業的土地利用地域に拡大された。

旧酒田市の中心市街地の商店街などにおいては、商業者の経営難や後継者難などに伴う休業や廃業などによる「空き店舗」などが多数発生するなど商業の地盤沈下は著しい。

1章「地域概況」の「商業の概況」において、商業における①商店数、②従業者数、③年間商品販売額などの推移について概観したように、とりわけ、「個人商店の店舗数の減少」が著しいことは、他の中小都市と同様の傾向にあるといえよう。いわゆる、「シャッター通り」と称される、個人商店の休業、閉鎖、撤退に伴って起きた現象で、近年、地方小都市に見られる典型的な現象である。

近年では、これらの中心市街地の商店街等における「商店の空き家」とどまらず、市街地住宅街における「住宅の空き家」や農山村地域における「住宅の空き家」も、近年散見され、これらの「住宅の空き家」についても増加する傾向にあるといえよう。

また、耕作放棄地など、農業的土地利用における未利用地なども散見される。

これらの「空き家」や「未利用地などの空地」については、地域社会の持続ある発展や形成において、放置できない、看過できない、次のような観点より、早急に対処しなければならぬ大きな問題、課題である。

第一には、防犯などの観点からの問題である。「空き家」などが多数発生することは、火災発生などや防犯上から大きな問題である。

第二には、税収の観点からの問題である。土地や家屋に課税される「固定資産税」や「都市計画税」などの税が徴税できないという懸念が生ずる。つまり、納税者が明確であり、納税がなされているならば問題ではないものの、納税義務者が他地域に転出したり、死亡したりなどにより、納税義務者の把握が困難になったり、相続人などの把握が困難となるような事態などにより、税の徴収が困難となることが予想されるという懸念である。

第三には、地域コミュニティや地域社会における連帯の欠如など、「意識や意欲などに関わるに問題」である。「シャッター通り」の商店街ということでは、買い物客も敬遠するよ

うになる。つまり、消費の減退や連帯感の減退など「有形無形の減退、減少傾向を招く」ことになるといえよう。

このように、今後の地域活性化政策の推進やまちづくりの推進においては、(1)中心市街地の商店街等における「商店の空き家」の現状把握、(2)市街地住宅街における「住宅の空き家」の現状把握、(3)農山村地域における「住宅の空き家」の現状把握、また(4)農業的土地利用における「耕作放棄地」等の「未利用地」の現状把握は、喫緊の課題である。

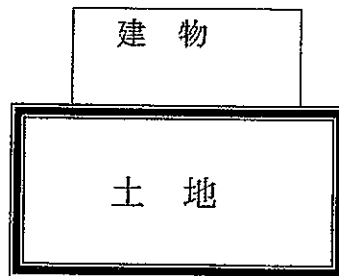
2 中心市街地等における「空き店舗」「空き民家」等の把握のポイント

酒田市の中心市街地の商店街等における「空き店舗」や「空き民家」等の現状把握を行うことが必要である。その際には、「土地の所有者」と「建物施設の所有者」について、明確に把握することが、重要なポイントである。中心市街地における再開発整備や個別施設の整備においては、どのような開発を行うにせよ、「所有者の同意や参画が必要となる」ことは論を待たない。このように、(1)「空き店舗」や(2)「空き民家」における「土地の所有者」と「建物施設の所有者」を明確に把握する必要がある。

(1) 「空き店舗」

中心市街地の商店街等における「空き店舗」については、前述した観点より、「所有権利関係」の実態について類型化して把握する必要がある。

【所有者の権利関係の把握】

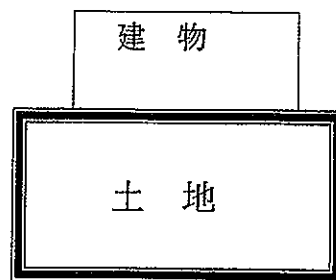


ケース1	土地、建物共に、一個人の「自己所有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース2	土地、建物共に、複数人との「共有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース3	土地は借地	建物は自己所有	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
		複数人との「共有」	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース4	土地、建物共に、一個人からの「借地借家」		

(2) 「空き民家」

市街地における「空き民家」については、次のような観点より、「所有権利関係」の実態について類型化して把握する必要がある。

【所有権者の権利関係の把握】

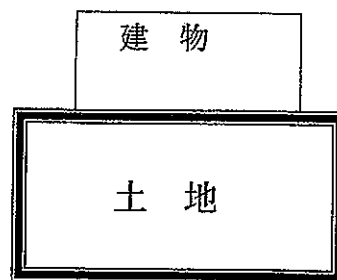


ケース1	土地、建物共に、一個人の「自己所有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース2	土地、建物共に、複数人との「共有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース3	土地は借地	建物は自己所有	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
		複数人との「共有」	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース4	土地、建物共に、一個人からの「借地借家」		

3 農山漁村地域等における「空き農家」「空き民家」等の把握のポイント

農山漁村地域等における「空き農家」「空き漁家」「空き民家」等については、次のような観点より、「所有権利関係」の実態について類型化して把握する必要がある。

【所有権者の権利関係の把握】

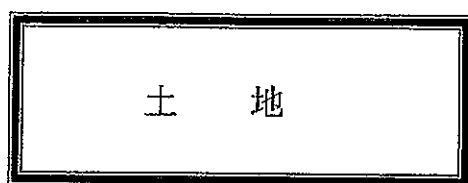


ケース1	土地、建物共に、一個人の「自己所有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース2	土地、建物共に、複数人との「共有」		抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース3	土地は借地	建物は自己所有	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
		複数人との「共有」	抵当権の設定はない
			抵当権の設定はある
ケース4	土地、建物共に、一個人からの「借地借家」		

4 農業振興地域内等における農地等の遊休未利用地等の把握のポイント

農山漁村地域等における「空き農地」「未利用地」等については、次のような観点より、「所有権利関係」の実態について類型化して把握する必要がある。

【所有権者の権利関係の把握】



ケース1	土地は、一個人の「自己所有」	抵当権の設定はない
		抵当権の設定はある
ケース2	土地は、複数人との「共有」	抵当権の設定はない
		抵当権の設定はある
ケース3	土地は借地	抵当権の設定はない
		抵当権の設定はある

3章 全国における「空き店舗」「古民家」 「遊休未利用地」等地域資源活用の先進事例

1 全国の「空き店舗」「古民家」等の地域資源活用の主な事例

(1) 主な成功事例

全国における中心市街地等の商店街等において、「空き店舗」「古民家」「空き家」等の遊休地域資源を活用して、市街地の活性化、再開発を行い、観光振興などに活用してきた代表的な事例について詳解する。

ちなみに、「美しい日本の歴史的風土 100選」においては、「歴史的街並み」「城下町の遺産」「宿場町の街並み」など、「歴史的建造物」単体ではなく、優れた「街並み」や「景観」の保全、保存によって選定されている。【資料編】資料1に、「美しい日本の歴史的風土 100選」の一覧を詳解している。参照されたい。

本章では、そのうち、代表的な「空き店舗」「古民家」「空き家」等の遊休地域資源を活用して、地域振興、観光振興に活用した先進的事例として、次の3つの事例を詳解する。

- (1) 埼玉県川越市の町屋保存活用例
- (2) 栃木県栃木市の町屋保存活用例
- (3) 滋賀県長浜市の第3セクター会社「黒壁」

(2) 成功事例における「新たな古民家風の施設」整備の促進

上記の成功している先進的事例においては、中心市街地等において、歴史的な建造物などの「空き店舗」「古民家」「空き家」等を、単純に再生や活用しているだけにとどまらず、これらの「空き店舗」「古民家」「空き家」等の再生や活用を通じて、これらに賛同したり、協力、連携することなどにより、「新たに同様の様式や木造建造物の新設整備がなされている」ことが大きな特徴である点に注目する必要がある。

このように、「新たに同様の様式や木造建造物の新設整備がなされている」ことにより、地域活性化、地域振興が促進されていることが高く評価できる。

他方、農山漁村地域においては、「農林漁業体験民宿」「農家レストラン」「農産物直売所」など、グリーン・ツーリズムを推進する観点、地産地費を推進する観点、また「クラインガルテン（市民農園）」など、都市と農山漁村地域間との交流を高める工夫がなされている。中でも、「まちむら交流きこう登録」の「農林漁業体験民宿《田舎体験の宿》」には、農林水産大臣の承認を得て定められた標識が掲示されていることは特筆すべきことである。

【資料編】に、(財)都市農山漁村交流活性化機構の概要を詳解している。参照されたい。

2 中心市街地の「空き家」「古民家」等の保存修景の事例 —埼玉県川越市の町屋保存活用例—

(1) 埼玉県川越市の概況

埼玉県川越市は、埼玉県の南西部に位置し、都心から 30km 圏にある。面積は 109.16 km²で、県内では、秩父市、飯能市、さいたま市に次ぐ 4 番目の広さである。

土地はおおむね平坦で、荒川、入間川、新河岸川が流れており、東北部は水田地帯、南西部は畑地帯に二分されており、気候は穏やかである。

交通網は東武東上線、JR 川越線、西武新宿線が通っており、市内には 3 線合わせて 11 の駅を有している。また、関越自動車道の川越 IC に接した国道 16 号が狭山市からさいたま市へ、国道 254 号が上福岡市から川島町へと、それぞれ結ばれており、道路、鉄道が結節する交通の要衝となっている。

川越市は、歴史的にみると、室町時代中期に城下町として形成され、江戸時代には、江戸北辺の守りの要衝として、また、新河岸川舟運や川越に通じる多くの街道からの物資の集散地として大いに栄えた。

明治時代に入り、商人たちは豊かな経済力を背景として、今日に残る蔵造りを次々に建築した。

大正 11 年に、県下で最初の市制を施行し、昭和 30 年に、隣接の 9 か村を合併し、現在の川越市になった。

その後、高度経済成長に伴い都市化が進み、新しい市域に工業団地、住宅団地が次々に造成され、首都東京の近郊都市として発展してきた。

平成 11 年 3 月には首都圏整備法に基づく「業務核都市」に指定され、平成 15 年 4 月には県下初の「中核市」となり、現在に至っている。

ちなみに、平成 24 年 1 月 1 日現在、人口は 344,900 人、143,813 世帯である。

(2) 「小江戸川越」の街並みと観光施設等のエリア

川越には「蔵造りの町並み」が今も残っている。蔵造りは類焼を防ぐための巧妙な耐火建築で、江戸の町家形式として発達したものである。今の東京では見ることのできない江戸の面影をとどめている。

平成 11 年 12 月には国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、平成 19 年 1 月には「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選定された。

ちなみに、川越市の「小江戸川越めぐり」の観光ゾーン、観光エリアのポイントについては、次の 3 つ、①蔵造りゾーン、②博物館ゾーン、③喜多院ゾーンから構成されている。

(1) 蔵造りゾーン：江戸情緒を感じる町並み

「時の鐘」「菓子屋横丁」「連馨寺(れんけいじ)」「蔵造りの町並み」「川越まつり会館」

「川越市蔵造り資料館」「山崎家別邸の庭園」などが代表的な観光施設である。

(2) 博物館ゾーン：川越の歴史へ誘う空間

「川越市立美術館」「川越市立博物館」「私立博物館」「三芳野神社」「氷川神社」「川越城本丸御殿」などが代表的な観光施設である。

(3) 喜多院ゾーン：江戸の面影を残す文化財の宝庫

「喜多院」「東照宮」「中院」「成田山別院」「川越八幡宮」などが代表的な観光施設である。

3 中心市街地の「古民家」「蔵見世」等の保存修景の事例 —栃木県栃木市の町屋保存活用例—

(1) 栃木県栃木市の概況

栃木市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にある。南北約32.5km、東西約22.3km、面積252.83km²で、壬生町、小山市、岩舟町、佐野市、西方町などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもある。

地勢としては、西には「三轟山（みかもやま）」、「太平山（おおひらさん）」、南には「渡良瀬遊水地（わたらせゆうすいち）」など県南のシンボリックな自然景観と「渡良瀬川（わたらせがわ）」「思川（おもいがわ）」「巴波川（うずまがわ）」「永野川（ながのがわ）」などの豊かな河川を有している。また、北部から東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもある。

栃木市は、南北には東北自動車道が通り、佐野藤岡IC、栃木ICを有し、東西には平成23年度全線開通予定の北関東自動車道が通り、都賀ICを有している。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ国道50号線が東西に通り、北部には一般国道293号線が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成している。

地域間を結ぶ主な道路としては、主要地方道栃木・藤岡線（栃木環状線）、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線（例幣使街道）があり、近隣自治体などとの広域的なアクセス性の向上として、現在、都市計画道路小山・栃木・都賀線が工事進捗中である。

公共交通では、本市を中心とした東西南北全方向に交通網が形成されており東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線、10駅があり、市内や近隣自治体への交通手段として充実した鉄道網となっている。

ちなみに、栃木市は、平成22年（2010年）3月29日に、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が合併して誕生した。さらにその後、平成23年（2011年）10月1日に、栃木市と西方町が合併した。

平成23年11月30日現在、人口は148,048人、53,868世帯である。

(2) 栃木市の観光施設等のおすすめ観光プランの特徴

栃木市のおすすめの「観光コース」が、滞在時間により、①1時間コース、②2時間コース、③3時間コース、④4時間コースなどが、代表的な観光施設の見学所用時間や入館料金、また駐車場の位置などが、丁寧に詳解され、来街観光者の利便性に役立たせていることが大きな特徴である。

(1) 蔵の街観光 1時間コース

①コース1:「とちぎ山車会館」「横山郷土館」「塚田歴史伝説館」

②コース2:「とちぎ山車会館」「山本有三ふるさと記念館」

③コース3:「山本有三ふるさと記念館」「近龍寺」

④コース4:「郷土参考館」「県庁掘」「近龍寺」

(2) 蔵の街観光 2時間コース

①コース1:「塚田歴史伝説館」「とちぎ山車会館」「山本有三ふるさと記念館」

②コース2:「あだち好古館」「山本有三ふるさと記念館」「とちぎ山車会館」「幸来橋」

(3) 蔵の街観光 3時間コース

①コース1:「塚田歴史伝説館」「郷土参考館」「栃木病院」「岡田記念館」「蚕の市通り」「とちぎ山車会館」

②コース2:「岡田記念館」「酒井肥料店」「古久磯提灯店」「山本有三ふるさと記念館」「あだち好古館」「とちぎ山車会館」「とちぎ蔵の街観光館」

③コース3:「塚田歴史伝説館」「とちぎ山車会館」「あだち好古館」「岡田記念館」

④コース4:「とちぎ山車会館」「あだち好古館」「近龍寺」「郷土参考館」「塚田歴史伝説館」「瀬戸河原公園・協会」

(4) 蔵の街観光 4時間コース

「郷土参考館」「とちぎ山車会館」「あだち好古館」「岡田記念館」「横山郷土館」「塚田歴史伝説館」「瀬戸河原公園・協会」

4 中心市街地の「歴史的建造物」「空き店舗」等の活用再生事例 —滋賀県長浜市の第3セクター会社「黒壁」の例—

(1) 滋賀県長浜市の概況

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、東に伊吹山系の山々、西に琵琶湖が広がっている。

伊吹山系を源とする草野川や高時川、姉川等により形成された平野部が広がり、県内でも優れた自然景観、豊かな自然環境と北国街道と中山道を結ぶ最短経路であった北国脇往還の沿道、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、姉川古戦場、竹生島の宝厳寺などのすぐれた歴史的文化遺産を有している。

この地域は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ60キロメートル圏域、大阪市からはおおよそ100キロメートル圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついている。

さらに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線が直流化されたことにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性が今後ますます高まるものと期待されている。

ちなみに、平成23年11月1日現在、人口は125,259人、44,741世帯である。

(2) 第3セクター会社「黒壁」によるまちづく展開の経緯

長浜市は、1970年代以降は、往時の発展の面影はないほど寂れ、これらの市町村に後れをとり、一地方都市に甘んじていた状況にあった。また中心市街地の商店街は、大規模店舗が幹線道路沿いの郊外地に相次ぎ立地することなどにより、他の地方都市と同様、廃業を余儀なくされ、空き店舗が目立つなど、小規模店舗で構成された従来の中心市街地の活気が失われ、商店街の空洞化、停滞化現象が進んでいた地方都市である。

第3セクター会社の「黒壁」とは、もともとは明治33年に建てられた第百三十銀行長浜支店の建物に由来する。当時は珍しかった、「黒漆喰で土蔵づくりの洋館」であった。

まちの中心商店街である大手通と旧北国街道が交差する「札の辻」に明治時代に第百三十銀行長浜支店として建築された歴史的建造物がある。この建物は、外壁が黒漆喰で塗られていたことから、「黒壁銀行」「大手の黒壁」の愛称で市民に親しまれてきた、風格と趣のある建物である。この建物の所有者は、その後変遷し、1954年からは長浜キリスト教会となっていた。1987年、教会の移転により、売却解体される話が持ち上がった。市民のシンボリックなこの建物の保存を望む声が高まり、市民の有志が保存運動に立ち上がり、中心市街地活性化の拠点として活用することを目的に、建物の保存運動が展開された。

(3) ㈱黒壁の会社設立の特徴

市民による建物の保存運動が功を奏して、市の補助金に加えて、不動産会社、工務店、ホテル等を経営する市民の有志8人により残り9千万円の資金が募られ、この建物の保存運動の中核として法人が設立されたわけである。法人の名称は黒壁銀行の愛称にちなみ、㈱黒壁と名づけられた。当初の段階の㈱黒壁の資本金は、長浜市が3分の1の3千万円、市民有志8人が経営する民間企業8社が3分の2の9千万円を出資し、第3セクター「㈱黒壁」が設立された。その後、同社は440百万円に増資され、現在の株主は、長浜市、民間企業38社、個人4人、㈱黒壁社員持株会1社の44名となっている。

このように、㈱黒壁は、当初の段階では長浜市と民間企業が出資した第3セクター方式による会社として設立されたが、その後の増資においては、市民も出資しているという意味では、行政と民間企業と市民が出資して設立される「ジョイントセクター」方式である、と呼ぶことができる。

(4) ㈱黒壁の会社概要

㈱黒壁の会社概要は次のとおりである。

- (1) 設立年月日：1988年4月11日
- (2) 資本金：払込資本金 440百万円、授權資本金 520百万円
- (3) 業務内容：①国内ガラス工芸品の展示販売、②海外アートガラス輸入、蒐集、展示販売、③ガラス工房運営、オリジナルガラス制作販売、④食堂喫茶の運営、⑤ガラス文化に関する調査研究、イベントの企画運営、⑥まちづくり文化に関する情報、資料収集、提供、⑦国際交流に関する業務（関連会社バイリンガルジャパン）、⑧旅行業。

(5) ㈱黒壁のまちづくり事業展開の特徴

㈱黒壁のまちづくり事業展開の特徴については、次のように要約できる。

	法人設立当初	現在・㈱黒壁直営店	協力グループ館
管理運営主体	㈱黒壁	㈱黒壁直営店	協力者各自による
施設整備主体	通称「黒壁」の保存	㈱黒壁（施設の改修）	協力者各自による
資金調達方法	市補助金、民間の出資金	自己資金、借入金	協力者各自による
用地取得方法	㈱黒壁が買収	㈱黒壁が買収、借地等	協力者各自による
従前の土地所有者	民有地（教会）	民有地	協力者各自による

(6) 櫛黒壁設立後の事業展開の方向

(1) 事業展開の検討過程

櫛黒壁が設立されたが、建物の保存と同時に、商店街活性化の起爆剤として、どのように事業展開すればよいかなどについては、建物の保存は決定したものの「商店街の活性化」に向けたビジョンなどは当初の段階では未定でなかなか決まらなかったといわれる。役員会が終わったあと、全員で黒壁の前に1時間ほど立って観察していると、その間に通過したのは、なんと「ひと4人と犬1匹」であったという。こんなに人通りのない商店街の再生が本当にできるのだろうか、大きな不安を抱いた、と当時の関係者は回想している。

このような現状を踏まえ、従来の思考の延長線上ではなく、伝統地場産業にとらわれない、また既存民業を圧迫することのない、長浜から全国へ、情報発信できるような事業としては何があるのかなどについて、種々の観点より検討がなされた。この議論の検討過程においては、「商店街は大資本に潰されたから再活性化はそれを逆手にとり、資金力ではできない事業を行う」「全国のどこでもやっている地場産業とか地元出身者の美術館や記念館では、一過性のブームしか起こせない」「長浜という地域にとらわれず長く続けられるものに取り組む」事業としては、①風情を含めた「歴史性」、②祭りを含めた「文化芸術性」、③世界を視野にいれた「国際性」の3つの観点より、この3つの要素が内在した事業が模索されていた。この条件を満たす事業方法について、種々の観点より検討していた際に、初代社長長谷定男氏の「ガラスでもやってみたらどうや」の一言を契機に、「長い歴史を持つガラス工芸品は文化性が高い」と認識され、「歴史性」「文化芸術性」「国際性」の理念を内在する『ガラス』に着目し、“ガラス工芸を軸としたまちづくり”に向けて事業化が始動した。役員らは、1ヶ月に及ぶ欧州視察や国内ガラス産地の動向を検証した結果を踏まえ、「ガラス館」構想を提唱した。当時、国内大手ガラスメーカーを除くと、多くはガラス工芸作家の個人活動や土産品販売が主流であったことから、「ガラス」が着目されたのである。

長浜とは直接的には何の関係もない、地元の商店街や企業を圧迫することもない、また地域産業や従来の商店街の構成員との間で住み分けられる事業であるという点が最も重視されたのである。第3セクター会社「櫛黒壁」の目標は、本物のガラス文化の追及とそれを事業化することにより国内初のガラスの本場の創成を図ること、すなわち、『ガラス工芸とまちづくりを融合させ総合文化サービス業』を創生させることであると決定された。

(2) 事業展開の方向

事業展開の方向としては、保存した銀行の建物をガラス館として、世界のガラスを蒐集して展示販売する。また、同じ敷地内には「吹きガラス工房」を設けると同時に、「古い蔵はフランス料理のレストラン」として活用する。

このようなコンセプトを基軸に事業展開を図る長浜再生の中核施設として、1989年7月、黒壁の建物は黒壁スクエアの核施設「黒壁ガラス館」として生まれ変わった。この「黒

壁ガラス館」と一体に、「ガラス工房」「レストラン」の3館が誕生した。以来、黒壁の直営施設が漸次拡大整備されてきたが、この過程で、黒壁の理念と事業展開の方向に賛同し協力する「黒壁グループ館」が生まれ、漸次増加してきた。

(7) 黒壁の成功ポイント

(株)黒壁の成功のポイントについては、次のように要約される。

①「ガラス」をコンセプトに、②展示販売および見学や体験できる仕組みづくりを構築し、その上で着実に新たな事業展開を図ってきた。と同時に、③黒壁の理念と事業展開に賛同し協力するグループ館との連携を強化してきたこと、また④ガラスの手づくり製品に魅力を感じる人が多くなってきたことや「手づくり製品に魅力を見出す」ようになった時代の流れを的確に把握して適切に対応したこと、さらに⑤黒壁の理念と事業展開を周辺の商店街全体に波及するよう努めたことにより、各個店舗がまちづくりに協力する体制が確立されてきたことなど、自立的内発的なまちづくりを展開してきた諸点があげられる。加えて、⑥東海道線の新快速電車の長浜～姫路間の運行が開始されたこと等交通の利便性が飛躍的に向上したことなどの外生的な要因などの影響を巧みに生かしてきた点があげられる。

このように、黒壁の理念と事業展開を基軸とした自立的内発的な「点」としての出発を基軸に、協力するグループ館の連携ネットワークによる「線」の確保、さらに商店街全体に働きかけて個店舗の意識改革を図るまちづくりの「面」的な展開を図っていく中で、外生的要因である交通網の拡充整備を生かして来街者の誘客範囲も「面」的に広げていくなど、「点から線への連携化、さらに面的な展開へ」と、着実に事業が推進されたことは、「市民参加によるまちづくりの成功例」として高く評価できる。かくして、「ひと4人と犬1匹」と、慨嘆された通りは、近年は、年間200万人を超える来街者が訪れる、全国でも有数のまちづくりの成功事例のまちへと変貌したのである。

(8) (株)黒壁の直営店舗と協力グループ館と新たな展開

(株)黒壁によるまちづくりのもう一つの特徴は、①(株)黒壁の直営館（現在、(株)黒壁の直営店舗は10館ある）、②協力グループ館（年々増加している）、また、③直営館と協力グループ館が協力、共存していることがあげられる。

(9) 新たな事業展開

次のような観点より、事業展開がなされていることに大きな特徴がある。

(1) 街並み整備への協力要請

現在、『黒壁スクエア』が中心となっている北国街道の南北1.5キロには120軒余りの江戸から明治にかけての町屋が残っていたが、その多くは老朽化し、廃屋状況の空き家も多数目立っていた。古い町屋の所有者の多くは地元の老人達である。遊休地や利用して

いない建物を利活用するよう辛抱強く協力要請すると同時に、街並みの整備が進められた。黒壁は400年の歴史を持つ街道沿いに、『ガラス工芸とまちづくりを融合させて総合文化サービス業』を創生させるため、古い街並みと新しいガラスの新旧対比の楽しさの演出に努めた。長浜市は、豊臣秀吉が城下町をひらき、楽市楽座により町衆を軸とした経済的繁栄を遂げた歴史のある街で、長浜は市民が創りあげた街である。曳山祭や長浜城の再建なども市民の浄財によるところが大きい。これは、400年続いた長浜の歴史と、長浜仏壇に代表されるような「ものづくり」の文化が残っていること、また自分の街のためなら負担も惜しまないという地域性があることが、長浜の大きな力であるといえよう。

このような精神風土や市民意識により、当初段階では疑心暗鬼であった商店街や町衆が商店街の活性化に協力支援するようになったことが、成功した秘訣であるといっても過言ではない。

(2) 地元の財産を活用

黒壁を中心に16社が各社500万円を拠出し、空き店舗支援等の遊休不動産の活用を進めた。設立から7年目までは、黒壁の事業の一環として実施されたが、第3セクター会社が土地や建物等の不動産事業を手掛けた場合には、地価の下落等で経営的に破綻を来す懸念がある。そのため、別会社が実施することになったが、この対策が効を奏し、黒壁時代から数えて、空き店舗80軒を含め180軒が黒壁のプロデュースのもとリニューアルされ、古き時代の趣ある商店街の景観が形成されている。

(3) 地元の人材を活用

1996年に開催された『豊臣秀吉博覧会』では、出演者等の芸能人を呼び寄せ集める方法よりも、案内役や説明役に歴史や地理に詳しい親切でバイタリティーのあるシルバー世代などがガイドやスタッフなどに採用されるなど、約1,000人のボランティアが参加した。その後、この時参加したシルバーを中心に、『プラチナプラザ』が開設され、空き店舗での商売をシルバー達に任せるユニークな試みが行われることになったのである。およそ40人のシルバー達に各人が5万円出資して、惣菜店、リサイクルショップ、喫茶店などを経営している。独立採算で売上から経費を引いた利益をシルバーの参加者数で割った金額が時給となる。この試みも、好評である。ちなみに、博覧会の事務局となった旧商家は「まちづくり役場」として、まちづくり活動の拠点となっている。

(4) 黒壁ブランドの全国展開

第3セクター会社の事業の成功を踏まえ、「第三セクターといっても所詮は経営。継続しなければ何の意味もない。事業は利益を出さなければ続かないし、拡大再生産こそがそのパワーとなる。だから黒壁は株式会社であってNPO（非営利組織）ではない」（元同社長笹原司朗氏）という考え方のもと、黒壁の理念と事業展開に賛同する自治体のまちおこしを支援する第一号として、岩手県江刺市の『黒船』に、黒壁が出資し、ガラスのノウハウが提供されたのである。

4章 酒田市における「体験・滞在型観光」 に向けての問題、課題

1 「体験・滞在型観光地形成」に向けての問題、課題

本調査では、代表的な「空き店舗」「古民家」「空き家」等の遊休地域資源を活用して、地域振興、観光振興に活用した先進的事例として、3章では、(1)埼玉県川越市の町屋保存活用例、(2)栃木県栃木市の町屋保存活用例、(3)滋賀県長浜市の第3セクター会社「黒壁」の3つの事例を詳解した。

これらの先進事例の現地視察、現地踏査より得られた知見を踏まえて、酒田市における「体験・滞在型観光地形成」について、その問題点、課題について列挙する。

(1) 交通アクセスの充実と改善

現在、酒田市に來訪する観光利用者は、主として、(1)車利用の高速道路利用による場合の①自家用車などによる個人観光客、②観光バスなどによる団体観光者、(2)JR電車利用の場合の①個人または数人の観光客、②旅行会社などが主催する団体観光客、(3)飛行機利用の庄内空港利用の場合の①個人または数人の観光客、②旅行会社などが主催する団体観光客に、大別されるであろう。

これら酒田市に來訪する観光利用者は、(1)車利用の高速道路の場合には「酒田IC」「庄内空港IC」が、(2)電車利用の場合には「酒田駅」が、(3)飛行機利用の場合には「庄内空港」を利用することが多いといえる。

筆者はこれらの3つの利用方法により酒田市に來ているが、利用者側の立場より、いくつかの問題点、課題を列挙する。観光利用者の目線による指摘であると理解していただければ幸甚である。

また、それらの改善方策について提案、提言する。もちろん、これらの提案、提言については、関係機関による検討、協議をする必要があることは論を待たない。

(1) 他地域からの交通アクセスネットワークの充実と改善

① 車利用の高速道路の場合

車利用の高速道路の場合には、「酒田IC」「庄内空港IC」を主として利用すると考えられる。主要な観光施設である「夢の倶楽」(山居倉庫)、「旧燈屋」「本間家旧本邸」「本間美術館」「相馬楼」「山王くらぶ」などについて、市街地における「駐車場」の位置、観光施設の周辺地における「駐車場」の位置をわかりやすく表示する共に、駐車場への誘導を検討する必要がある。

また、「公共駐車場」（有料施設）などの新增設なども検討する必要がある。

② 電車利用の場合

電車利用の場合には「酒田駅」を利用することになるわけであるが、特急電車の到着に伴うバスなどの公共交通機関とのアクセスはほとんどないのが現状である。

また、酒田駅構内にある観光案内所も「窓口」スタイルで、利用者にとっては利用しにくい状態である。これでは、個人の観光利用客や数人のグループによる観光利用客、とりわけ、熟年層に対する配慮が欠けているといわざるを得ない。

近年、観光地においては、「貸し出し自転車」利用が多く見られるが、熟年層を対象者として想定した観光政策としては、妥当できないといえよう。まして、天候の変わりやすい日本海の気候を考えれば、どの程度の利用者があるか、疑問である。

とりわけ、本学酒田学部の周辺にある観光施設、「土門拳記念館」や「酒田市美術館」などへ向かうバスなどの公共交通機関は皆無である。

現在、この路線は「福祉バス」として「るんるんバス」が運行されている。このバスの導入、運行については酒田市民や本学学生の通学のために運行しているわけである。

この路線のルートの改善、また運行回数を充実させることなどにより、「周辺地域の住民の中心市街地への来街者の誘導の促進」と共に、観光客の滞在化を高めるとともに、利便性を高めるなど、回遊性を高める工夫の検討をする必要がある。

③ 航空機利用の場合

庄内空港利用者に対する対応としては、現在、ANA便の発着に合わせて、本学を通過して酒田駅に向かう路線バスが運行されている。また、近年、空港に隣接して、レンタカーの貸し出しが行なわれている。

ライド&パークの利便性については向上したといえる。比較的若い若年層にとっては関心が高いといえようが、普段大都市では余運転しないと考えられる熟年者層においては、地理的に不慣れな土地で、カーナビなどの誘導装置機器が搭載されているとはいえ、積極的に運転をするという行動をするのであろうか？とりわけ、観光旅行の頻度が高いと考えられる熟年婦人層の行動パターンはどうであろうか？疑問が残る。

観光旅行などの対象者行動の分析を行い、対応策を決め画する必要がある。

(2) 地域内循環交通ネットワークの充実と改善

前述したように、(1)車利用の高速道路の場合、(2)電車利用の場合、(3)航空機利用の場合のいずれの方法で酒田市に来街するかによって、地域内のネットワークの構築は異なると考えられる。現在の観光利用者の来街手段を把握した上で、それぞれの来街手段に対応した対応策を検討する必要がある。

アクセス手段の頻度としては、JRによることが多いと考えられることから、酒田駅構内の観光案内所の充実強化を図るとともに、地域内を循環する交通ネットワークの充実改

善、強化が必要である。

ちなみに、鶴岡市では、観光シーズンの4月22日（金）から12月25日（日）までの金曜日～日曜日と祝日には、「鶴岡観光ぐるっとバス」が、鶴岡市駅を起点・終点にして、主要な観光施設を巡回する観光循環バスが運行されている。

また、山形市や新潟県柏崎市など多くの地方都市で、近年、通年制による中心市街地を循環する「市街地（主要公共施設や観光施設を巡る）循環バス」が運行されている。

2 遊休地域資源の正確な把握と関連各課と関連団体の協力体制の充実と強化

(1) 中心市街地、農山漁村地域等における「空き店舗」「空き家」「遊休未利用地」等の正確な権利関係の把握

まず、「遊休地域資源」の現状把握が必要である。

観光資源などに活用するということだけではなく、中心市街地の再生の観点から、早急に把握する必要がある。とりわけ、「土地や建物の権利関係」について、正確に把握することが重要である。

「土地や建物の権利関係」の正確な把握について、2章で詳解したように、権利関係者を正確に把握し、その権利者が酒田市内に居住しているか否かなどについても正確に把握する必要がある。

(2) 関連各課と関連団体協力体制の充実と強化

「遊休地域資源」の現状、特に権利関係などに関して、正確に把握するためには、酒田市役所の関係各課の協力が必要である。

(1) 中心市街地や住宅地などの場合

中心市街地や住宅地などの場合においては、「政策推進課」が中心となり、「市民課」「税務課」「商工港湾課」「観光物産課」などの関係各課と協力して、まず、「遊休資源マップ」（仮称）を作成する必要がある。

(2) 中心市街地や住宅地などの場合

農村集落などの場合においては、「政策推進課」が中心となり、「市民課」「税務課」「商工港湾課」「観光物産課」などの関係各課に加えて、八幡総合支所、松山総合支所、平田総合支所の各支所と協力して、まず、「遊休資源マップ」（仮称）を作成する必要がある。

3 「体験・滞在型観光地の形成」の展開へ向けての留意点

(1) 「点から線へ」「線から面へ」の展開

酒田市では、観光物産課と社団法人観光物産協会を中心に観光政策や観光施策、観光イベントなど展開されている。市街地にある主要な観光施設として、酒田市の歴史的建造物、観光施設として代表的な施設は、「旧鑑屋」「本間家旧本邸」「本間美術館」「相馬楼」「山王くらぶ」「山居倉庫」など多数ある。

ただし、これらの観光施設は、「点」として存在しているが、いわゆる、今日観光振興を軸に、地域活性化、地域振興に成功した事例として、「3章に詳解した事例」にみられるような、「まちあるき、街歩き」としては、必ずしも、観光客から認識されていないという面がある。

観光物産協会のホームページにおいては、「観光モデルコース」として紹介されているのは、「自転車でめぐる3時間コース」や「車でめぐる1泊2日コース」など、観光施設の周遊と移動時間などが懇切丁寧に詳解されているものの、栃木市の例にみられるように、「観光施設の隣接地にある駐車場の所在地」まで、明示しているわけではない。とりわけ、車利用による観光施設の見学では、市街地の駐車場の案内は重要なポイントであることは論を待たない。

また、酒田市では自転車利用による観光めぐりを進めている。

成功している、埼玉県川越市では蔵を利用した町並みや美術館はJRや市鉄などの鉄道駅からは距離的に遠いとはいえ、積極的に、自転車利用を進めているわけではない。また、栃木市においても同様である。観光振興に力を入れている、栃木市や川越市においては、積極的に、市営バスを運行させている。運行頻度は高い。また利用者も多い。

一方、栃木市においても、観光施設を直接めぐるわけではないが、比較的近くにバス停を設けるなどして、1時間に一本程度の割合で運行している。

他方、滋賀県長浜市の黒壁は、「まちづくり会社」として知られている。

町家など、歴史的建造物や古い民家などを再利用している一帯は、JR長浜駅から5～10分程度の近距離にあることも起因して、ここでも、自転車利用は進めてはいない。

よく観光旅行をする熟年婦人層は、ジャージ姿のスポーツ感覚で自転車を利用することは日常的にはあるかもしれないが、「ハレの場」といえる、観光旅行に、ジャージ姿で自転車に乗り颯爽と潮風を受けて、「港の市場」や「本間美術館」「土門記念館」「酒田市美術館」などの施設めぐりをするという感覚は無いと思われる。

「長崎では『さるく』と市長が提唱して、まちあるきのできる、観光政策、観光施策を提唱、推進した」と聞く。(参考：『さるく』(<http://www.saruku.info/>))

観光地としては、「ひとがあるく」「散策する」「買い物する」という行動パターンを踏まえた観光政策や観光背作、対応が必要である。

「点」として位置する観光施設を、どのように、「線」でつなげるのか、「線」の途中に、「点」としての「新規の施設を展開したり、遊休資源を活用して『観光施設化』することが重要」である。

3章で詳解した、3つの事例については、

- (1) 埼玉県川越市の町屋保存活用例
- (2) 栃木県栃木市の町屋保存活用例
- (3) 滋賀県長浜市の第3セクター会社「黒壁」

すべて、この「点」から「線」につなげて展開されており、さらに、「線」から「面」へと展開された観光地形成の成功事例であるといえる。これらの成功事例を参考にして、「遊休資源の活用、再生により、まちあるきできる観光地」を目指すべきである。

(2) 観光施設の「利用料金の割引制度」の充実

観光施設として代表的な施設である、「旧鑑屋」「本間家旧本邸」「本間美術館」「相馬楼」「山王くらぶ」「山居倉庫」などについては、所有者や管理者などが基本的に異なることから、相互施設の割引制度などは、一部の施設、「本間家旧本邸」と「本間美術館」や、山居倉庫の「夢の倶楽の1号館『華の館』」とJAの資料館「庄内米歴史資料館」などの間では行なわれているものの、川越市のように、複数の美術館や博物館などの共通割引券（共通割引券には、2つの施設、3つの施設などと、複数のパターンの組み合わせがある。）の発行は無いようである。

川越市では、未使用の共通割引券の有効期限は1年間であるという。川越市の場合には、市営の施設の共通割引券であるとはいえ、川越市におけるこのような共通割引券の発行などについても、コストパフォーマンスに敏感な熟年婦人層からは支持されている。

このように、「割引クーポン券発行」について、観光物産課と社団法人観光物産協会を中心に、創意工夫を図り、観光施設の見学促進を図る必要がある。

5章 遊休地域資源活用再生の検討

1 酒田市における地域資源の主な活用事例

山形県酒田市は、かつて、江戸時代には、日本海の海路の航行開発に伴って、「北前船」の海運により、湊町酒には江戸や大阪との交易で大いに賑わった。港町酒田の江戸期の繁栄を今に伝える名所旧跡が残っている。

酒田市の歴史的建造物、観光施設として代表的な施設は、「旧鑑屋」「本間家旧本邸」「本間美術館」「相馬楼」「山王くらぶ」「山居倉庫」など多数ある。

ここでは、地域資源を有効に活用して「体験・滞在型観光」を推進する代表的な施設等として、①「復元保存修景した施設」である旧鑑屋、②「現存するままの施設」で公開している本間家旧本邸、③「外壁外装は設立した当時のままで内装を改修整備した施設」で「夢の倶楽」と称されている山居倉庫の3つの施設について紹介することにする。

(1) 旧鑑屋

廻船問屋「旧鑑屋」は、井原西鶴の『日本永代蔵』にも、その繁栄振りが紹介されたほどである。石置杉皮葺屋根（当時の町家の一般的な屋根。板の上に杉の皮を敷き、石を重石として置いた屋根。酒田で現存する石置杉皮葺屋根は、ここ旧鑑屋のみ。）という当時の典型的な町家である。現在の建物は、弘化二年（1845年）の火災の直後に再建されたものを8年の歳月をかけて、可能な限り当時の部材を用いて修復保存した建物である。

現在は、酒田市教育委員会が管理運営している。

(2) 本間家旧本邸

本間家旧本邸の中は、中央の仏間を挟んで武家屋敷と商家造りに別れ全国的に見ても大変珍しい造りとなっている。南には長屋門、東には薬医門があり土蔵の中には天下泰平五穀豊穡を願った七社の宮がある。母屋は棧瓦葺（さんがわらぶき）の平屋書院造り。この造りは山形県内ではここだけであり、建物は山形県指定文化財になっている。

本間家は、多くの社会事業や救済活動などを行ってきたといわれ、代表的なものが防風防砂林の植林である。これは、現代の公共、公益事業といえる。

「本間様には及びもせぬが、せめてなりたや殿様に」と、俗謡にも賞された豪商である。

現在は、財団法人本間美術館が管理運営をしている。

(3) 夢の倶楽:山居倉庫

「夢の倶楽」と称されている山居倉庫は、明治26年(1893)、酒田米穀取引所の付属倉庫として建造され、築百年以上経った今も現役の農業倉庫(米貯蔵庫)として活躍している。土蔵造りの12棟の屋根は二重構造で、倉の内部は湿気防止構造になっているほか、背後を囲むケヤキの大木は日よけ、風よけの役目を果たし、自然を利用した低温管理が行われている。施設は1号棟から12号棟まで連棟式に配置整備されている。

現在、山居倉庫は、1号棟は「庄内米歴史資料館」として、JA全農山形が施設の管理運営をしており、昭和60年に開館し、延べ入館者は平成21年3月現在で173万人に達する。2号棟～10号棟は、農業倉庫として現在も利用している。

また、11～12号の2棟については、酒田市観光物産館として整備されたものであり、一般に「酒田夢の倶楽」施設と愛称で呼ばれている。この「酒田夢の倶楽」は、酒田の歴史と文化や日本を代表する人形作家、辻村寿三郎氏の作品などを展示する1号館「華の館」と、お土産コーナーなどがある2号館「幸の館」により構成されている。

従来、酒田市の物産販売機能の拠点は市内中心地の産業会館にあったが、施設の立地条件としては中心市街地にあったことから駐車場施設がないことなどにより、年間の販売額(年間の販売額は約3千万円)はあまり大きいものではなかった。そのため、物産振興の機能強化をすると同時に、観光振興に寄与する施設整備として、JA全農山形が施設の管理運営をしている農業倉庫として利用している山居倉庫を酒田市が内装などを施設整備し、酒田市観光物産館「酒田夢の倶楽」として観光物産振興機能の拡充強化が図られたわけである。

「酒田夢の倶楽」の施設整備および平成15年度より公の施設の管理運営方法の改革として導入された「指定管理者制度の導入」とその実施に伴い、平成15年「夢の倶楽」の公募に際し、「夢の倶楽」の指定管理者としての受け皿組織・団体の位置づけとして、酒田市からの要請等もあり、酒田観光協会と酒田物産協会は統合一体化され、平成16年4月27日「夢の倶楽」の開館時より、一体的に活動運営されてきたという経緯がある。

ちなみに、酒田観光協会が社団法人の法人格を取得したのは、平成17年4月1日である。

一方、「レストラン食彩旬味 芳香亭」は、他の施設機能内容とは基本的に異なること、また収益施設の観点から、「長期独占」契約(約5年間、施設の占有とする。施設の賃貸借料の意味で、賃貸借した法人が酒田市に対し一定額を賃貸借料相当額として支払うもの)として公募され、別法人(「料亭 香梅咲」)により、施設の管理運営が行われた。

施設は「長期独占」(約5年間)契約として公募され、平成16年4月27日(開館時)より、「料亭 香梅咲」が施設の管理運営を行っている。

2 遊休地域資源「所有者・所有権者等権利関係」の正確な把握

近年、酒田市の中心市街地の商店街等における「空き店舗」、市街地住宅街における「空き住宅」、農山村地域における「空き家農家」、また耕作放棄地など、農業的土地利用における未利用地なども散見され、漸次、増加する傾向にあると推認される。

これらの「空き店舗」「空き住宅」「空き家農家」、また「未利用農地などの空地」については、地域社会の持続ある発展や形成において、放置できない、看過できない、ことについては論を待たない。「空き店舗」「空き住宅」「空き家農家」対策については、早急に対処しなければならない大きな問題、課題であることは、2章で指摘したとおりである。

これらの資源の活用、再生などにあたっては、まず、所有者など「権利関係の正確な把握が必要である」点についても指摘したとおりである。

まず、正確な実態把握が重要である。

次のような観点から、「権利関係を正確に把握する」ことが重要である。

また、「抵当権の設定はある」のか、否かなど、金融的な観点からの把握も重要である。

さらに、「権利者」が、酒田市内に居住しているのか、否かなどについても、把握する必要がある。

なお、「空き店舗」については、「従前」は、どのような業種、業態の店舗であったのかについて把握する必要がある。飲食店などとして使用されていた場合には、内装を改装する場合などにおいて、制約が多々ある場合も多々あることから、「従前の店舗の業種、業態」について、正確に把握することが重要である。

これら「従前の店舗の業種、業態」の把握については、地元の商店街や不動産業者などの協力も必要となろう。関係者の協力が不可欠である。いずれにしても、まず、「正確に実態を把握することが重要なポイントである」ことを、改めて認識する必要がある。

権利関係		空き店舗	空き住宅	空き家農家	未利用農地
土地	自己の単独所有				
	複数人の共有				
	借地				
家屋	自己の単独所有				
	複数人の共有				
	借家				
権利者の酒田市内の居住の有無					

3 遊休地域資源「権利者の意向調査、確認調査」の検討

「空き店舗」「空き住宅」「空き家農家」「未利用農地などの空地」について、「正確に実態を把握した」上で、これらの「権利者の意向について正確に把握する」ことが、第二段階において、重要なポイントであることを、認識する必要がある。

地域振興計画や市町村基本構想などにおいて、地域の持続ある発展方向を明示した計画等が計画通りに進まない最大の理由は、これらの「遊休資源を所有する権利者の意向を正確に把握する」ことがなくて、計画が作成され、策定されることに起因することに他ならないからである。

もちろん、「遊休資源を所有する権利者の意向を正確に把握しただけでは、まちづくり計画全体などとの齟齬が大きいことも当然あるわけであるが、権利者の意向を把握した上で、計画への参画や協力を要請することが重要なポイントである」のである。

次のような観点から、「遊休資源を所有する権利者の意向を、正確に把握する」ことが重要である。「遊休資源を所有する権利者の意向を正確に把握するための意向実態調査」「聴き取り、ヒアリング調査」等を実施する必要がある。

権利者等の意向の把握		空き店舗	空き住宅	空き家農家	未利用農地
自己所有として有効に使用する	具体的な使用方法の有無の把握				
	使用方法など計画は未定な場合				
売却などを検討中	売却先の見通しの有無の把握				
	売却先は未定な場合				
酒田市などへの譲渡などについて	譲渡する意向などの把握確認				
	適正な価格等であれば譲渡する				
酒田市等への寄付などについて	寄付の意向などの把握確認				
	寄付する場合の条件等の把握				

4 遊休地域資源の再生活用の方向

第一段階として、「空き店舗」「空き住宅」「空き家農家」「未利用農地などの空地」などの遊休地域資源の実態について、「正確に実態を把握する」。

次いで、第二段階として、これらの「遊休地域資源の権利者の意向について正確に把握する」ことが重要なポイントである。

その上で、第三段階として、「遊休地域資源の活用方策として、各地の先進的な事例について調査研究し、その事例などについて検証、検討した結果や成果を、これらの権利所有者に提示して、まちづくりの方向性を示し、協力を要請すべきである。

その際には、権利者にも参画や協力を促す方法として、地方税など譲渡や寄付など関係する諸税の軽減措置や軽減税率の適用など、優遇税制の適用などを図ることにより、権利者の協力、参画が得やすい工夫を図ることが重要である。これらの諸税の軽減化に関しての検討も併せて行う必要がある。

5 事業推進のための組織づくりと資金調達方法の検討

これらの検討を踏まえて、あるいは同時に、商店街や市民の協力、また市外の酒田市出身者などの協力、参画を得られるような政策や施策を検討する必要がある。

ちなみに、近年話題となっている、「ふるさと納税制度」は、筆者が、10数年前から論文で、提唱してきた制度である。

公私協力方式・事業連携方式として、「寄附金」「基金」による地域振興、地域活性化策の切り札として、提唱してきたものである。詳細については、出井信夫『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』（地域計画研究所、2002年3月）を参照されたい。

次のような公民連携の方法が詳解されている。

- ① PFI(Private Finance Initiative)による公民連携
- ② NPO(Nonprofit Organization)による公民連携
- ③ 第3セクターによる公民連携
- ④ 基金による公民連携
- ⑤ 公益信託による公民連携
- ⑥ 都市・地域・まちづくりトラストによる公民連携

(1) 「地域づくりトラスト」の概要

イギリスでは、さまざまな地域づくり団体が各地で活発に地域づくり活動を行なっている。中でも、①地域アメニティ団体をネットワークする「シビック・トラスト」

(Civic Trust)、②行政機関との関連がより深い団体である「グラウンドワーク」(Groundwork)、③「地域再生」(Regeneration)を旗印に、施設整備などのハードな側面を併せ持つ「地域開発トラスト」(Development Trust)などが、活発にエネルギーギッシュに活動している団体として知られている。

(2) 「都市・地域・まちづくりトラスト」の仕組み

イギリスの「地域づくりトラスト」の仕組みと理念を基礎に、わが国の地方行財政制度や公益法人制度などの諸制度および風土を勘案し、地域づくり・地域再生を図るため新たな仕組み・概念として、「ふるさとトラスト」の考え方が提唱されている。

この「ふるさとトラスト」の仕組みは、基本的に、①自治体の直営方式、②公益法人方式(財団法人方式)、③自治体の直営・公益法人の併用方式の3つの方式に分けられる。

筆者は、この「ふるさとトラスト」の考え方や発想などを踏まえ、前述した、東京都足立区まちづくり公社「あだちまちづくりトラスト」の仕組みや活動を、さらに一歩進め普遍化させると同時に、寄付金・基金制度を活用して、新たな視点より「都市・地域・まちづくり」の仕組みづくりを提唱するものである。

筆者は、「ふるさとトラスト」と対比させ、このような機能・役割を持つ仕組みを都市・地域の再生化および都市・地域の活性化を図るという意味で、「都市・地域・まちづくりトラスト」と呼ぶ。この「都市・地域・まちづくりトラスト」とは、①「ふるさとトラスト」の考え方を基礎に、②寄付金・基金、公益信託等の機能や役割を加え、③「行政」「民間企業」「地域住民」「NPO」の四者の協力・連携体制による「ジョイントセクター」方式を進展させ、④新たなまちづくりの視点より、公民連携を推進する機能・役割を併せ持つ組織・機構として再構築するものである。このような観点より、自治体と公益法人の観点より自治体の直営・公益法人併用方式による「ふるさとトラスト」の考え方を基礎に、「都市・地域・まちづくりトラスト」の概念を模式図化したものである(図1参照)。

(3) 市民力の利活用

『自治体の財政分析』(学陽書房、平成16年5月、第一次改訂版平成20年5月)で詳解したように、地域住民が自治体の地域政策に参画する方法と支援方法については、「市(町村)民力」の観点より捉えることが肝要である。「市(町村)民力」とは、①知力、②資力、③労力の三つの力より構成されると定義できる。すなわち、①知力は「知恵」「ノウハウ」、②資力は「資金力」「資産」、③労力は「労働力」「共同作業」である。

①知力とは、「知恵」「ノウハウ」のことで、「創意工夫」と「ノウハウ」を提供することにより、住民の参画意識の高揚を高め、親近感、愛着感、満足感を助長させると同時に、

地域の連帯や一体感が推進される。

②資力とは、「資金力」「資産」のことで、「市民の資本参加」により、事業進捗に対する関心度を高めると同時に、住民側においても行政需要の要求に対する責任意識を高めることにつながる。すなわち、住民の身勝手なむやみやたらな理不尽な要求は減少することになるといえる。

③労力とは、「労働力」「共同作業」のことで、「労力の提供」「ボランティア活動」などが促進され、相互扶助の精神が醸成され、地域の連帯や一体感が推進される。

(4) 自治体の地域政策に対する住民参画の方法との支援方法

個々の地域住民は、必ず、この構成要素からなる「市(町村)民力」を有している。実際には、このいずれかの要素を強くもつことはある。

したがって、地域住民は、「市(町村)民力」のうち、得意な自信のある構成要素をもって、自治体の地域政策に参画すればよいわけである。

自治体の地域政策として新たに公共公益事業の推進をする際には、この市民力を最大限に活用できるかどうか大きく左右されることになる。

その意味では、新たな視点からの公民連携のあり方を示すものである。結果的に、行財政改革の推進と、財政危機や財政破綻を回避できる。

(5) 自治体に対する寄付金制度の利活用

個人でも法人でも一定の対象団体への寄付に対しては、所得税や住民税の控除を得ることができる。それが社会を変える小さな一歩となる。

否、小さな寄付金(ある程度の額は必要である、例えば、10万円~20万円位)で、大きな社会変革、自治体の意識変革さえ可能となる。

今後の社会は、「自助・共助・公助」の時代ともいわれている。住民や住民団体、行政が幅広く連携して、そこに住む人々や地域を維持、発展させていく時代である。まさに、自助努力の時代の到来である。

このような状況の中では、自治体は、現行制度を最大限に活用する知恵が必要である。その一つに、寄付金制度があげられる。

個人や法人などが、寄付金をNPO団体などに直接行なう場合よりも、寄付金を100%効果的に活用して、税金の還付を受けるために、自治体へ寄付をするのである。NPO法人などに対して直接多額な寄付を行なっても、寄付金控除団体に指定されている団体は、わずかに12団体に過ぎない(平成15年12月現在、約13,500団体が認証されている)。

結果的に、所得税控除の優遇措置などは受けられない場合が多い。

一方、自治体側では、「NPO支援基金」などのような寄付金を引き受ける受け皿をつくるのである。自治体への寄付は、個人の場合は所得税の所得控除対象、住民税の所得控除

対象として認められている。

同様に、自治体に対する法人の寄付は、寄付金の全額が損金算入限度額の対象として認められている。つまり、自治体は寄付金の対象団体として、税法上では最も優遇措置されていることを利活用するわけである。

(6) 住民参画による自治体の行財政運営の革命

一方、自治体では、この寄付金の優遇措置を活用して、寄付金を有効に導入するため、一般会計などに「基金」を設置し、基金の適切な運営管理を図りながら、NPO等の支援システムを確立するのである。

図2は、その関係性について模式図化したものである。もちろん、基金の設立には注意点が必要である。自治体は基金を運営するためには、公平、公正な運営をしなければならないことは改めていうまでもない。「公益信託」方式と同様に、学識者などを中心とした基金を交付する助言機関として「基金運営管理委員会」などを設立する必要がある。それと同時に、議会や地域住民に対する情報公開を徹底し、支援措置の妥当性などを議論することも必要である。このような方針の上で、「NPOの支援基金」のほかに、「地域づくり支援基金」「地域産業振興基金」「地域福祉拡充基金」「人材育成支援基金」など、さまざまな基金を受け皿として設立すれば、地域外の住民や民間企業などから寄付を幅広く受け入れることができるというわけである。

筆者があるシンポジウムでこのような提案をしたところ、ある自治体の担当者から、「自分のまちでは自治体に多額な寄付をするような人はいないので、このアイデアは絵空事である」と批判された。自分のまちに住む人からだけの寄付金しか考えなければ、確かに、そのとおりであると筆者も否定はしない。残念ながら、この自治体担当者の場合には、「他の自治体に住む人から寄付金を募る」という発想ができなかったようである。筆者の提案は、地域住民以外の方が自治体の支援理解者として、まさにW杯（ワールドカップ）を熱烈に応援したサポーターのように、ファンやサポーター、応援団となるのである。

すなわち、自治体はどこ地域からも、法定外普通税と同様な効力を持つ「特別住民税」（現実にはこのような制度はない）として集めることが可能となる。ただし、多くの人から賛同が得られるような政策・施策を実施すること、それらの政策・施策を広く周知するために公表して寄付を募ることが必要となる。自治体にはこのインセンティブを創造することが要請される。まさに「知恵比べ」が要求されるのである。

読者が、寄付をする自治体はどこでもよいのである。

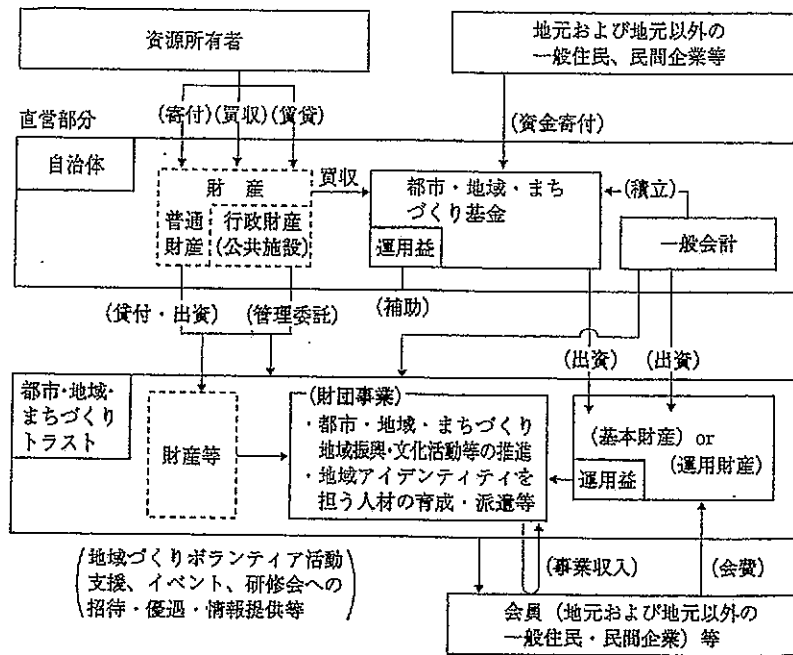
このように、「自治体に寄付金をする」行動は、自治体改革の一步につながる。いずれにしても、現行法制下で、革命的な事態が生ずると予想される。自治体の担当者の「知恵比べ」の幕開けである。

まさに、“市民による自治体革命・税金革命”である。

平成 19 年の参議院議員選挙の際に、「ふるさと支援政策」において、「ふるさと納税制度」の導入が有効か、「寄付金制度」の導入か、として議論されたことは記憶に新しい。第 3 セクター研究会において、筆者の提案趣旨が、国民レベルの関心事として議論されたことが高く評価された。その後、政府の平成 20 年度の税制大綱案として、「寄付金制度」の導入が図られることになったことは周知のとおりである。

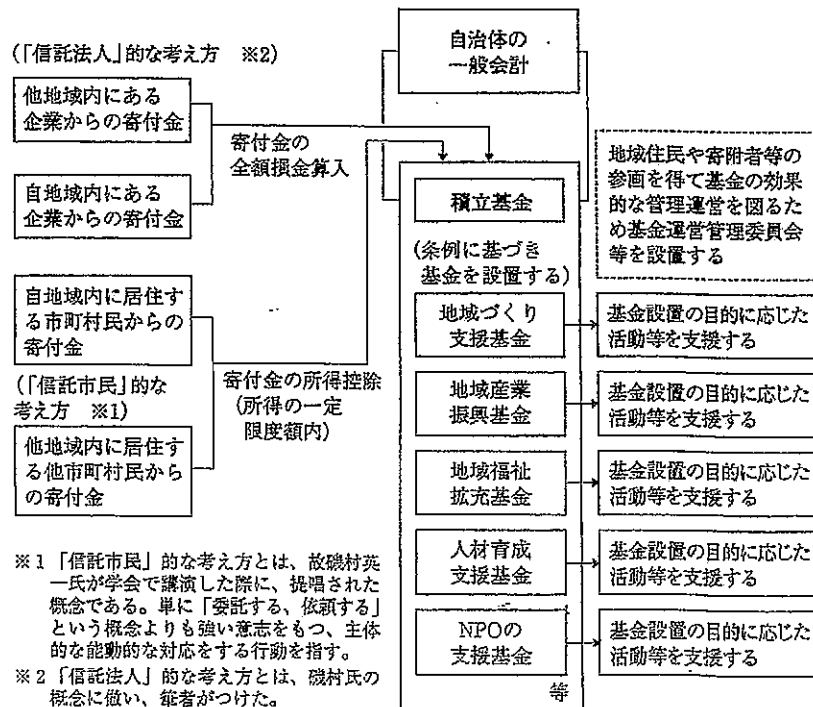
筆者の提言が、地域の活性化、地域振興に役立つことにつながることで、政府案として採択され、また国民の賛同が得られることになるならば、提言者としてこれ以上の喜びはない。

図1 自治体直営・財団併用の「都市・地域・まちづくりトラスト」



出所：山下茂『地域づくりトラストのすすめ』（良書普及会、平成5年4月）153頁

図2 個人および企業からの「寄附金および基金設置」制度を活用した地域活性化・地域振興の新たな体系化



※1 「信託市民」的な考え方とは、故磯村英一氏が学会で講演した際に、提唱された概念である。単に「委託する、依頼する」という概念よりも強い意志をもつ、主体的な能動的な対応をする行動を指す。
 ※2 「信託法人」的な考え方とは、磯村氏の概念に倣い、筆者がつけた。

出所：『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』

6章 歴史的建造物等の保存修景など に関する支援事業の概要

1 古民家の保全・再生・活用に関連する支援事業の概要

「古民家の保全・再生・活用」に関連する各省庁や財団等による支援事業は、空き家の活用をうながすもの、街並み整備に関わるもの、地域振興の一環となるものなど様々なタイプがある。

【資料編】に、「古民家の保全・再生・活用」に関連する各省庁や財団等による支援事業を詳解している。参照されたい。

2 歴史的建造物等の保全修景、景観保全と支援制度

昭和 50 年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落、町並みの保存が図られるようになった。

市町村は、都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行っている。

【資料編】に、「重要伝統的建造物群保存地区」として選定された一覧を詳解している。参照されたい。

【資料編】

資料1 美しい日本の歴史的風土 100選

- 1 北海道小樽市 小樽運河及び周辺の歴史的街並み
明治から昭和初期の繁栄を伝える銀行、商家など建物、小樽運河、運河沿いの倉庫群が港町の風情をかもし出している。
- 2 北海道函館市 函館西部地区の歴史的街並み
北方の開港都市として繁栄した明治大正期の洋風建築、倉庫、領事館跡、教会などが坂道景観と相まって異国情緒をかもし出している。
- 3 北海道松前町 松前家城下町の遺産
松前城跡や寺町などの街並みが日本最北の城下町の面影を今に伝えている。
- 4 青森県弘前市 津軽家城下町の遺産（城址公園、仲町の歴史的街並み）
弘前城址や寺院群、武家屋敷の街並みが城下町のたたずまいを残している。
- 5 青森県黒石市 津軽家城下町の遺産（中町の歴史的街並み）
江戸時代の商家や「こみせ」のある街並みが歴史的な風情をかもし出している。
- 6 岩手県平泉町 奥州藤原氏に由来する歴史的文化的遺産
中尊寺等の奥州藤原氏ゆかりの文化遺産が特徴ある歴史的景観を形成している。
- 7 宮城県松島町 日本三景松島
仏閣等の建造物や松島湾の多島海の景観が歴史的なたたずまいを残している。
- 8 宮城県仙台市、多賀城市、岩沼市、名取市、七ヶ浜町、塩竈市
仙台城址、貞山堀など伊達家城下町の遺産、杜の都仙台の並木道、多賀城址
仙台城址、貞山堀など伊達家藩政時代の遺産、杜の都を象徴する定禅寺通りなど都市計画の遺産が歴史的なたたずまいを伝えている。
- 9 秋田県仙北市 佐竹家城下町角館
角館の城下町の町割り、寺院群、屋敷林に彩られた武家屋敷の街並みが武家町のたたずまいを残している。
- 10 福島県下郷町 会津西街道の宿場町大内宿
街道沿いの茅葺き屋根の建物群が宿場町の姿を良く残し、歴史的な風情をかもし出している。
- 11 茨城県水戸市 水戸徳川家の歴史的文化的遺産（偕楽園、千波湖、保和苑、弘道館、水戸城址など）
偕楽園や弘道館などの歴史的資産が千波湖などの自然的環境とともに歴史的な風情を伝えている。

- 12 埼玉県川越市 蔵造りの街並み
 明治の大火後、蔵造りで街並みが再建され、当時の建物が多く残され、繁栄した商家町の佇まいを良く残している。
- 13 東京都台東区 寛永寺・上野公園、谷中の街並み
 寛永寺などの歴史的資産や谷中の街並みは江戸東京の歴史と雰囲気を与えている。
- 14 東京都千代田区・中央区・文京区・港区・新宿区
 江戸の城下町、明治の市区改正、帝都復興の遺産、根津・千駄木、神楽坂内堀、外堀、皇居外苑、日比谷公園、神宮外苑、都心の並木道など歴史的資産としての都市空間、根津・千駄木、神楽坂の街並みが江戸東京の雰囲気を与えている。
- 15 神奈川県横浜市 開港居留地の遺産、日本大通、山下公園、赤煉瓦倉庫
 開港居留地の繁栄と関東大震災の復興に由来する歴史的建造物、並木道、公園、倉庫、外人墓地など都心のたたずまいは開港都市の歴史を伝えている。
- 16 神奈川県葉山町 明治・大正に形成された別荘地
 葉山御用邸をはじめ、明治、大正に形成された海浜の別荘地が落ち着いたたたずまいを残している。
- 17 神奈川県箱根町 温泉観光保養地のさきがけ
 東海道の関所と芦ノ湖で知られる箱根は温泉資源に恵まれ、明治以降、温泉観光開発のさきがけとなり、古くからの保養地、別荘地のたたずまいを伝えている。
- 18 神奈川県大磯町 明治・大正・昭和の政財界人の別荘群（大隈重信、陸奥宗光、安田善次郎、池田成彬、吉田茂邸など）
 明治以降、多数の政財界人が別荘を構えた。当時の大別荘群の一部は今なお残され、海浜の松林とともに保養地としての面影を今に伝えている。
- 19 神奈川県小田原市 小田原城址公園、西海子地区のたたずまい
 小田原城址や西海子の街並みなど、城下町のたたずまいを残している。
- 20 新潟県関川村 米沢街道の宿場町
 旧米沢街道沿いに残る豪商の建物や庭園が江戸時代の宿場町のたたずまいを伝えている。
- 21 新潟県佐渡市 佐渡金山の遺構
 露天掘坑跡「道遊の割戸」など、佐渡金山の遺構が往時の状況を今に伝えている。
- 22 富山県高岡市 前田家城下町の遺産
 高岡城址や寺院群、歴史的な街並みが前田家城下町のたたずまいを残している。
- 23 石川県金沢市 前田家城下町の遺産（金沢城址、兼六園、用水群、寺院群など）
 金沢城址、兼六園、用水群、寺院群等の歴史的資産が加賀百万石の城下町のたたずまいを残している。
- 24 石川県加賀市 前田家城下町の遺産、橋立温泉の街並み
 山の下寺院群や加賀橋立の街並みなど、前田家城下町の風情が色濃く感じられる。

- 25 福井県永平寺町 曹洞宗大本山永平寺
日本の禅修行の場として名高い曹洞宗大本山永平寺の静寂な風景が今も残されている。
- 26 福井県福井市 戦国大名朝倉氏一乗谷遺跡、松平家城下町の遺産
戦国大名朝倉氏の一乗谷の歴史的資産、養浩館など松平家城下町の歴史的資産が往時の風情を伝えている。
- 27 福井県越前市 越前和紙の里五箇地域
越前和紙の里として現在まで伝統が継承されており、その歴史を偲ばせる史跡も多く保存されている。
- 28 福井県小浜市 小浜の社寺群、酒井家城下町小浜
古くからの社寺仏閣や酒井家城下町の歴史的資産が重層的に積み重なり、歴史の厚みを感じさせる。
- 29 福井県勝山市 白山信仰の拠点平泉寺
古くから人々の信仰を集めてきた白山信仰の拠点の寺院の遺構が、時代の変遷を経て残されている。
- 30 長野県南木曾町 中山道の宿場町妻籠宿
地元の街並み保存運動の結果、中山道宿場町の歴史的街並みが保存再生された。
- 31 長野県塩尻市 中山道の宿場町奈良井宿
歴史的な街並みが多くの旅人で栄えた江戸時代の宿場町の面影を残している。
- 32 長野県長野市 善光寺の門前町、戸隠神社、真田家城下町松代
善光寺の門前町の風情とともに、松代城跡や文武学校周辺の歴史的街並みに城下町の風情が残されている。
- 33 長野県松本市 国宝松本城と城下町、上高地
国宝松本城、旧開智学校をはじめ城下町のたたずまいを残している。上高地は日本の山岳リゾートのさきがけとなった。
- 34 長野県小布施町 葛飾北斎ゆかりの在郷町小布施
岩松院などの寺院、葛飾北斎ゆかりの造り酒屋など歴史的な街並みが落ち着いた風情を感じさせる。
- 35 長野県軽井沢町 旧軽井沢の別荘地
明治、大正、昭和にかけて形成された避暑地の別荘地のたたずまいが今に残されている。
- 36 岐阜県岐阜市 信長天下統一の拠点の城下町と中山道の宿場町
岐阜城跡、寺院群、歴史的街並みなど、長良川の水運や中山道、郡上街道の陸運によって栄えた往時の姿を残している。
- 37 岐阜県高山市 城下町高山の街並み
高山城跡、高山陣屋、東山寺院群、歴史的街並みなどが、周辺の山々と一体となって城

下町のたたずまいを残している。

38 岐阜県飛騨市 城下町飛騨古川の街並み

商家等の街並みや寺院、瀬戸川などが一体となり落ち着いたたたずまいを残している。

39 岐阜県郡上市 城下町郡上八幡の街並み

歴史的な街並みや町中を流れる用水などが落ち着いた城下町の雰囲気を残している。

40 岐阜県各務原市、愛知県犬山市 名勝木曾川、日本ライン、国宝犬山城と城下町
木曾川中流の溪谷美や清流、犬山城、伊木山、川上別荘などの歴史的資産、鶴飼いの伝
統などが一体となって歴史的たたずまいを創り上げている。

41 岐阜県中津川市 中山道の宿場町馬籠宿

中山道に残る歴史的街並みが江戸時代の宿場町の面影を残している。

42 岐阜県美濃市 うだつのあがる歴史的街並み

上有知湊跡、うだつの上がる街並みなどが、長良川や小倉山と一体となり往時の城下町
の雰囲気を伝えている。

43 岐阜県恵那市 城下町岩村の街並み

日本有数の山城である岩村城跡や商家町の歴史的街並みが周辺の山並みと一体となり歴
史的なたたずまいを残している

44 静岡県富士宮市 富士山の景観、富士山本宮浅間大社

富士山をご神体とする浅間神社が、本殿の背景となる富士山と一体となって、歴史の流
れを感じさせている。

45 愛知県豊田市 伊那街道の宿場町 足助の街並み、香嵐溪

歴史的な街並み、足助川、香嵐溪が一体となって伊那街道の宿場町の面影を伝えている。

46 愛知県名古屋市 熱田神宮、名古屋城、徳川園、白壁地区

尾張徳川家の居城として栄えた名古屋城と武家屋敷に由来する文化の街並が大都市の中
心部に残されている。

47 三重県伊勢市 伊勢神宮、二見浦、夫婦岩と参道の街並み

夫婦岩、二見興玉神社や背後の音無山などの自然が古代からの歴史を感じさせる。

48 三重県亀山市 東海道の宿場町関宿

旧東海道に残る宿場町の街並みが往時の面影を残している。

49 滋賀県近江八幡市 城下町近江八幡の街並み（八幡堀、近江商人の商家群）

八幡堀や背割水路、商家群、水郷の風景などが往時の近江商人の繁栄の姿を伝えている。

50 滋賀県彦根市 国宝彦根城と城下町

国宝彦根城や周辺の歴史的な街並みが城下町のたたずまいを残している。

51 滋賀県東近江市 近江商人のふるさと、五個荘

条里制地割、神社仏閣や商家の街並みが田園風景と一体となって往時の姿を伝えている。

52 京都府宮津市 日本三景天橋立

多くの文芸や絵画に描かれた歴史的な景観が今に伝えられている。

- 53 京都府伊根町 伊根浦舟屋群の街並み
江戸時代からの舟屋の街並みが海・山と一体となり古の港町のたたずまいを残している。
- 54 京都府加茂町 当尾（浄瑠璃寺、岩船寺など）
浄瑠璃寺、岩船寺、石仏群や数多くの遺跡などが周囲の山並みと一体となって歴史的なたたずまいを残している。
- 55 大阪府堺市 仁徳陵古墳など百舌古墳群
仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群などが古代の歴史を感じさせる。
- 56 大阪府富田林市 寺内町富田林
寺内町の町割りや歴史的な街並みが往時の姿を今に伝えている。
- 57 大阪府大阪市 住吉大社・住吉公園、大阪城公園、御堂筋、造幣局桜の通り抜け、毛馬桜之宮公園
最古級の神社建築様式の住吉大社、歴史のドラマを今に伝える大阪城公園、大阪の緑の大動脈の御堂筋など水と緑の美しい歴史的空間が都心部に残されている。
- 58 兵庫県神戸市 須磨浦公園、有馬温泉、旧居留地、北野、六甲山麓
源平合戦由来の須磨の浦、秀吉由来の有馬温泉、開港居留地として発展した歴史的街並みが残されている。
- 59 兵庫県篠山市 城下町篠山の街並み
篠山城址を核とし、寺院群や武家町、町人町の地割が旧態を保持し、当時の城下町の形態を今に伝えている。
- 60 兵庫県豊岡市 城崎温泉の街並み
大正期の大震災の復興によって大谿川沿いの美しい温泉景観が再建され、多くの文豪に愛された温泉街の情緒が残されている。
- 61 奈良県生駒市 生駒山、宝山寺
多くの寺社仏閣が現存し、街道町、棚田等の里山風景は当時の面影を現在に伝えている。
- 62 奈良県宇陀市 城下町宇陀松山
古代からの寺社や石像が多く現存し、伊勢街道の宿場町として栄えた街並みは、豊かな自然環境と一体となり、当時の面影を現在に伝えている。
- 63 奈良県葛城市 二上山、當麻寺、石光寺
古来から神聖な山として崇められ、万葉集でも数多くの歌が謳われた二上山や、當麻寺、石光寺など、古代からの風景、建造物が歴史的な雰囲気を感じさせている。
- 64 和歌山県和歌山市 和歌浦、紀三井寺、和歌山城、友ヶ島
万葉集にも歌われ古くから人々に愛された和歌浦や紀三井寺、江戸幕府御三家である紀州徳川家の城下町などが、当時の面影を今に伝えている。
- 65 鳥取県倉吉市 伯耆の国国庁跡、国分寺跡、陣屋町倉吉の街並み

伯耆の国の国庁跡、国分寺跡が歴史公園として整備され、市内を流れる玉川沿いには、昔ながらの土蔵や商家の町並みが保存されており、往時の倉吉の面影を今に伝えている。

66 鳥取県三朝町 三徳山

鳥取県のほぼ中央に位置する三徳山の山中には、天台宗の仏教寺院である三仏寺があり、三徳山中腹の断崖絶壁の岩窟の中に日本最古級である神社本殿形式の建築物、国宝三仏寺奥院が現存する。

67 島根県大田市 岩見銀山遺跡（大森町の街並み、銀山街道、温泉津の街並み）

16世紀前半から20世紀前半にかけて操業した世界有数の銀鉱山であり鉱山本体、鉱山町、輸送路である街道、積出港等の諸様相が周囲の自然とともに良好に保存されている。

68 島根県津和野町 城下町津和野の街並み

山間の小さな盆地に広がる、かつての津和野藩の城下町であり、武家屋敷、鴨外旧宅などと、堀割、河川、山並みが調和した歴史を感じさせる古都の趣きがある。

69 島根県松江市 松江城と城下町の街並み、田和山史跡公園

堀尾吉晴が築城し、京極家を経て、明治まで松平家10代の居城となった松江城の城下町の面影が今でも色濃く残されている。田和山遺跡が周辺の自然環境とともに保全整備されている。

70 岡山県倉敷市 倉敷美観地区

天領として栄え、倉敷川と土蔵造りの蔵、白壁の町家の街並みが美しい景観を形成しており、伝統的文化に基づく町衆の生活が息づいている。

71 岡山県高梁市 備中松山城と城下町高梁

備中松山城、武家屋敷や社寺仏閣などの歴史的建造物が周囲の山並みや河川と一体となり美しいたたずまいを形成している

72 岡山県岡山市 岡山城、後樂園

岡山藩池田家が築いた岡山城と後樂園など歴史的遺産が往時の姿を伝えている。

73 広島県福山市 鞆の浦

瀬戸内航路の拠点となった港町の一つであり、朝鮮通信使が立ち寄るなど、歴史的街並みとともに落ち着いた港町の風情が残されている。

74 広島県尾道市 海の豪商が築いた街並み、寺院群

海上交通の担い手であった豪商たちが寄進した寺院群など歴史的な街並みが残されている。

75 広島県呉市 旧海軍の建築群、豊町御手洗

日本海軍の拠点基地の一つであり、旧鎮守府庁舎など旧海軍にまつわる歴史的建造物が残されている。御手洗は江戸の瀬戸内航路の重要な港の一つであり、港町の風情を伝えている。

76 山口県萩市 毛利家城下町萩

毛利家の城下町の町割りが今に残り、武家屋敷、堀割、港町など江戸時代の姿を残して

いる。また、明治以降の有力政治家の生家が残されている。

- 77 山口県岩国市 吉川家城下町と錦帯橋
錦帯橋をはじめ吉川家の城下町のたたずまいが今に残されている。
- 78 山口県下関市、福岡県北九州市 関門海峡を舞台とした歴史遺産（壇ノ浦、戦国大名大内家、巖流島、下関戦争、城下町長府、門司港）
平安末期から近代にかけて数々の歴史の舞台となった関門海峡の歴史的な雰囲気が残されている。
- 79 山口県山口市 戦国大名大内家の文化遺産
瑠璃光寺五重塔など戦国大名大内家の文化遺産が緑豊かな環境の中に残されている。
- 80 徳島県三好市 祖谷地方
吉野川上流の秘境と呼ばれる一帯であり、かずら橋や当時の集落の面影が残されている。
- 81 徳島県美馬市 脇町の歴史的街並み
阿波藩城内の拠点の一つであり、藍生産地として栄え、岐阜県美濃市と並ぶ「うだつの町並み」が残されている。
- 82 香川県琴平町 象頭山、金刀比羅宮、金丸座など
金刀比羅宮の門前町として栄えた往時の姿が残されている。
- 83 香川県小豆島町 中山千枚田
「千枚田」を中心に、田を潤す「湯船の水」、収穫を祝う農村歌舞伎を上演する「舞台」があり、日本の昔ながらの佇まいを今も残している。
- 84 香川県高松市 栗林公園、玉藻城
生駒家、後に松平家によって日本有数の大名庭園の栗林公園が整備され、水城として名高い玉藻城が残されている。
- 85 愛媛県内子町 木蠟生産の在郷町内子
明治・大正時期に木蠟の生産と輸出で栄えた商家群の町並みが今も美しいたたずまいをみせている。
- 86 愛媛県松山市 松山城、道後温泉
加藤嘉明が築いた松山城、道後温泉の情緒あるたたずまいが残されている。
- 87 愛媛県愛南町 風水害に備えた石垣集落外泊
台風に向けて石垣を築いた独特の集落景観を形成している。
- 88 福岡県福岡市 志賀島金印、鴻臚館、元寇防塁、福岡城址、大濠公園
古代日本におけるアジアに向けた表玄関としての歴史、黒田家5万石の築城の遺産が残されている。
- 89 福岡県太宰府市、大野城市、宇美町、佐賀県基山町 太宰府政庁、大野城、水城、基城、太宰府天満宮

水城、大野城、太宰府政庁跡をはじめとする歴史的史跡が点在し、九州の政治の中心だった往時を偲ぶことができる。

- 90 佐賀県唐津市 城下町唐津の街並み、虹の松原、蕨野の棚田
優美な唐津城、日本三大松原の1つ虹の松原、石積み美しい蕨野の棚田など史跡、名勝などが点在し、歴史的なたたずまいが残されている。
- 91 佐賀県佐賀市 鍋島家城下町、石井樋など佐賀藩の歴史遺産
佐賀鍋島家ゆかりの建物や、明治・大正時代の町家、武家屋敷や土木遺産などが数多く残り、往時を偲ぶことができる。
- 92 長崎県長崎市 出島、中島川の石橋群、外国人居留地、深堀鍋島家の陣屋町
鎖国時代に唯一外国に開かれた出島、中島川の石橋群をはじめとする歴史的建造物などが、エキゾチックな雰囲気を醸し出している。
- 93 熊本県熊本市 熊本城、水前寺公園
加藤清正が築いた熊本城、水前寺公園などの歴史的資産が往時の姿を伝えている。
- 94 熊本県山都町、美里町、御船町 通潤橋をはじめとする石橋群
江戸末期～明治初期にかけて築かれた通潤橋をはじめとする石橋群が、1世紀以上の風雪に耐え、人々の暮らしに息づいている。
- 95 大分県白杵市 大友宗麟が築いた城下町
武家屋敷や白壁の土蔵などが建ち並び、大友宗麟が築いた戦国時代の城下町の面影を今に伝えている。
- 96 大分県別府市 別府八湯、湯けむり、内成の棚田
我が国を代表する温泉地のひとつであり、随所に湯煙の上がる八カ所の温泉地があり、郊外の内成には棚田の風景が残されている。
- 97 宮崎県日南市 伊東家城下町飢肥と港町油津
伊東家5万石の城下町、堀川運河、赤レンガ館などの町並みの港町油津は、大正ロマンの息づかいが漂っている。
- 98 宮崎県日向市 廻船問屋の港町
江戸時代から港町として栄えた美々津の町並みが当時の面影を今に伝えている。
- 99 鹿児島県知覧町 知覧島津家の武家屋敷群
島津領内各地に配置された麓（ふもと：軍事拠点の武家屋敷群）の1つであり、当時の武家屋敷群が最も良く保存されており、美しく整然とした街並みを見ることができる。
- 100 鹿児島県鹿児島市 鶴丸城址、城山公園、仙巖園
島津家77万石の城下町の遺構が残り、幕末から明治維新にかけて近代日本史の舞台の一つとなった歴史が今に感じられる。
- 101 沖縄県竹富町 竹富島
全島の集落は赤瓦と石垣とで構成され、沖縄独特の雰囲気を色濃く残している。

資料2 「古民家の保全・再生・活用」に関連する支援事業一覧

古民家の保全・再生・活用に関連する各省庁や財団等による支援事業は、空き家の活用をうながすもの、街並み整備に関わるもの、地域振興の一環となるものなど様々なタイプがある。

関連支援事業一覧（補助・助成・交付金）

①空き家再生等推進事業：国土交通省住宅局住宅総合整備課

概 要			
過疎地域又は旧産炭等地域において、居住環境の整備改善及び地域活性化に資するため、不良住宅又は空き家住宅の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
地方公共団体	不良・空き家住宅の除去工事及びその経費、空き家・空き建築物の活用に必要な費用及びその経費、不良・空き家所有者の特定の費用	1/2（空き家・空き建築物の活用に必要な経費については1/3）	活用する空き家・建築物については、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものであること。

②空き家住宅活用事業：国土交通省住宅局住宅総合整備課

概 要			
過疎地域や産炭地域において使用されていない空き家住宅を、施行者が取得、移転、増築、改築等を行い、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等への活用を行い、地域の住環境の改善や活性化を推進する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
市町村、特別の事情がある場合は都道府県	空き家住宅の活用に必要な費用	1/2	

③街並み環境整備事業：国土交通省住宅局市街地建築課

概 要			
住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体、およびまちづくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
市町村	協議活動、整備方針策定、街なみ整備事業、まちなみ整備助成事業	協議会活動助成、整備方針策定、街なみ整備事業は1/2、街なみ整備助成事業については1/3	街なみ整備事業（事業策定、地区施設整備、地区防災施設整備、生活環境整備、空き家住宅等の除去等）／まちなみ整備助成事業（門・塀等の移動、修景施設の整備、共同建替等）

④まちづくり交付金：国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課

概 要			
地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。			
事業主体	補助対象	補助率	その他

市町村、NPO(間接交付)	基幹事業(道路、公園交流センター等)/提案事業(市町村の提案に基づく事業)/各種調査や社会実験等のソフト事業	事業費に対して概ね4割	国費については、どの事業にどのように充当しても自由。
---------------	--	-------------	----------------------------

⑤過疎地域集落再編整備事業〔定住促進空き家活用事業〕：総務省自治行政局地域自立応援課

概 要			
UI ターンや定住促進のため、住宅団地の造成や空き家の改修を行うことにより、定住促進を図る市町村を支援する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
過疎地域市町村	定住促進団地の造成費、生活関連施設の整備に係る費用、空き家改修に係る費用	1/2 以内	

⑥地域間交流施設整備事業：総務省自治行政局地域自立応援課

概 要			
過疎地域において、地域資源を活かして人・文化・情報等の交流を図るための施設整備を推進し、都市等との地域間交流の促進を図る。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
過疎地域市町村	宿泊施設、スポーツレクリエーション施設、資料展示施設等	1/3 以内	伝統的家屋、廃校舎等地域の遊休施設の有効活用を積極的に図る

⑦頑張る地方応援プログラム〔財政支援措置〕：総務省自治行政局地域自立応援課

概 要			
やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
独自の施策を自ら考え、前向きに取り組むやる気のある地方公共団体	市町村が提案するプロジェクト	単年度上限額は 3,000 万円に財政力補正係数を乗じた数値	H21 年度から、財政面の支援措置に加えて、人材支援措置(総務省職員の出向、地域力創造アドバイザー事業(先進市町村や民間の人材の紹介・派遣))を展開するとしている

⑧広域連携共生・対流等対策交付金：農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

概 要			
広域連携共生・対流等対策交付金〔広域連携支援事業①-ウ 空き家地域システム構築〕では、都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する広域連帯プロジェクト等や都市農業振興に対して支援を行う。このうち広域連帯支援事業(空き家地域システム構築)では、都市住民等が有する農村での長期滞在ニーズの実現を図るため、空き家活用のための地域システム構築プロジェクトについて支援を行う。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
NPO 法人、商工会、民間企業、教育機関、農業協同組合、農山漁村の住民等の組織する任意団体等	都会の若者の長期農業等ボランティア活動、団塊世代を対象とした体験農園等の共生・対流の促進に向けた広域連携プロジェクト	10,000 千円～14,000 千円(平成 20 年度分)を定額で交付	

⑨農山漁村活性化プロジェクト支援交付金：農林水産省農村振興局整備部農村整備官

概 要			
農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が策定した活性化計画の基つき行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等、農山漁村活性化法に基づく特例措置により総合的に支援する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、NPO 法人等	農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等	定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3 (沖縄県 1/2、2/3、8/10) (奄美 6/10、5.2/10)	

⑩農村コミュニティ再生・活性化支援事業：農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

概 要			
農村コミュニティの再生・活性化に向けて、農村と地域企業との連携による農業分野だけにとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、民間団体による地域づくりの取組を支援する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
NPO 法人、公益法人、商工会、農山漁村の住民等の組織する任意団体等	都市から農村への定住の促進または地域産業との連携の推進に関する取組み	1/2 以内	沖縄県での申込み窓口は、内閣府沖縄総合事務局土地改良課となっている。

⑪田園空間整備事業〔田園空間博物館〕：農林水産省農村振興局地域整備課

概 要			
農業・農村の営みを通じて育まれてきた豊かな自然、伝統・文化等の多面的機能を再評価し、地域全体を「屋根のない博物館（田園空間）」と見立てて、伝統的農業施設や美しい農村景観等の保全、復元およびこれらを結ぶ散策路等の整備を行い、都市と農村の共生、地域の活性化を図る。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
都道府県、市町村、土地改良区等	コア施設（情報センター、管理事務所等）の整備/サテライト施設（田園散策道、茅葺き農家等）の整備	1/2（沖縄 2/3、奄美 52%）	沖縄県での申込み窓口は、内閣府沖縄総合事務局土地改良課となっている。

⑫住まいとコミュニティづくり活動助成：ハウジングアンドコミュニティ財団

概 要			
地域の住まい・まちづくりに取り組む民間団体に対して助成を行う。助成内容については、年度を単位とした1年間の活動に助成を行う一般助成と、事業化（事業性の導入）により活動の発展を図ろうとしている団体を支援する特別助成がある。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
営利を目的としない民間団体（NPO 法人、任意団体）	住まいとコミュニティづくりに関わるような分野についての活動	1 件あたり 100 万円を上限	特別助成については、原則 2 年間の助成を行う

⑬地域社会プログラム活動助成：トヨタ財団

概 要			
地域社会の再建築と活性化を目指し、地域に暮らす人々が主体となった、持続的な実践プロジェクトについて助成を行う。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
活動の目的や内容が、政治、宗教、思想、営利等に偏向せず、また閉鎖性が強いものでない団体	「自立をめざす仕組みづくり」、「共生をめざす仕組みづくり」、「人が育つ仕組みづくり」に取り組むプロジェクト	1 件当たりの助成金額年間 300 万円程度まで	

⑭改修による福祉拠点の整備事業：日本財団

概 要			
福祉施設整備を目的に、既存の建物や公共施設を借りたり譲り受けたりしながら直して使うことや、大きな施設を造ろうとせず小規模な拠点を組み合わせて同様の機能を確保することなどの活動を支援する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
財団法人、社団法人、NPO 法人、ボランティア団体等	空き店舗・民家等のリフォーム/地域の小規模福祉施設のリフォーム/障害者就労支援のための機器、車両	80%以内	助成金限度額については事業内容によってことなるが、空き店舗・民家等のリフォームの場合は1,000万円となっている。

⑮合併市町村地域資源活用事業：(財) 地域活性化センター

概 要			
合併市町村において、旧市町村に存する産業・文化・観光等の地域資源の積極的な連携・拡大による試みを行い、合併後の一体感を図る事業で、全国へ情報発信することにより地域活性化につながるものを先進的なモデル事業として支援する。			
事業主体	補助対象	補助率	その他
平成 11 年度以降に合併した市町村及び平成 20 年度までに合併予定の市町村	地域の名勝、特産品、公共施設等の相互連携による資源価値の向上を図る事業等	500 万円以内 (ソフト型) /1,000 万円以内 (設備整備を行う事業)	

資料3 重要伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落、町並みの保存が図られるようになった。

市町村は、都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国はそこから価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行っている。

- 1 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区（北海道）
- 2 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区（青森県）
- 3 金ヶ崎町城内諏訪小路伝統的建造物群保存地区（岩手県）
- 4 仙北市角館伝統的建造物群保存地区（秋田県）
- 5 下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区（福島県）
- 6 川越市川越伝統的建造物群保存地区（埼玉県）
- 7 香取市佐原伝統的建造物群保存地区（千葉県）
- 8 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区（新潟県）
- 9 高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区（富山県）
- 10 南砺市相倉伝統的建造物群保存地区（富山県）
- 11 南砺市菅沼伝統的建造物群保存地区（富山県）
- 12 金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区（石川県）
- 13 若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区（福井県）
- 14 早川町赤沢伝統的建造物群保存地区（山梨県）
- 15 東御市海野宿伝統的建造物群保存地区（長野県）
- 16 塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区（長野県）
- 17 南木曾町妻籠宿伝統的建造物群保存地区（長野県）
- 18 白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区（長野県）
- 19 高山市三町伝統的建造物群保存地区（岐阜県）

- 20 美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区（岐阜県）
- 21 恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区（岐阜県）
- 22 白川村荻町伝統的建造物群保存地区（岐阜県）
- 23 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区（三重県）
- 24 大津市坂本伝統的建造物群保存地区（滋賀県）
- 25 近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区（滋賀県）
- 26 東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区（滋賀県）
- 27 京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区（京都府）
- 28 京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区（京都府）
- 29 京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区（京都府）
- 30 京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区（京都府）
- 31 南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区（京都府）
- 32 富田林市富田林伝統的建造物群保存地区（大阪府）
- 33 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区（兵庫県）
- 34 橿原市今井町伝統的建造物群保存地区（奈良県）
- 35 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区（鳥取県）
- 36 大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区（島根県）
- 37 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区（岡山県）
- 38 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区（岡山県）
- 39 竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区（広島県）
- 40 呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区（広島県）
- 41 萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区（山口県）
- 42 萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区（山口県）
- 43 萩市浜崎伝統的建造物群保存地区（山口県）

- 44 柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区（山口県）
- 45 美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区（徳島県）
- 46 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区（香川県）
- 47 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区（愛媛県）
- 48 室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区（高知県）
- 49 朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区（福岡県）
- 50 うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区（福岡県）
- 51 八女市八女福島伝統的建造物群保存地区（福岡県）
- 52 有田町有田内山伝統的建造物群保存地区（佐賀県）
- 53 長崎市東山手伝統的建造物群保存地区（長崎県）
- 54 長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（長崎県）
- 55 日南市飫肥伝統的建造物群保存地区（宮崎県）
- 56 日向市美々津伝統的建造物群保存地区（宮崎県）
- 57 椎葉村十根川伝統的建造物群保存地区（宮崎県）
- 58 出水市出水麓伝統的建造物群保存地区（鹿児島県）
- 59 薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区（鹿児島県）
- 60 知覧町知覧伝統的建造物群保存地区（鹿児島県）
- 61 渡名喜村渡名喜島伝統的建造物群保存地区（沖縄県）
- 62 竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区（沖縄県）

まちむら交流きこう

(財) 都市農山漁村交流活性化機構

Google

このサイトを検索 Web を検索

Google 検索



きこうからのお知らせ 各種支援事業のご案内 出版物／情報サービスのご案内 関連サイト・リンク まちむら交流きこうについて



まちむら交流きこうでは、東日本大震災の被災地及びその周辺地域で生産・製造されている「被災地産食品」を販売するフェアなどの取り組みを通じて被災地の復興を応援していきます。

イベント募集・告知

- 平成23年度 地産地消活動調査報告会
- 地産地消・地域連携講習会
- 地産地消の仕事人と学ぶ・全国フォーラム 3月14日(水)開催
- 里山スノーシューハイク@片品《入門》2月7日(火)~8日(水)
- 第一回全国廃校フォーラム2012 を開催しました。
- 平成23年度 第12回農山漁村コミュニティ・ビジネスセミナー～市民農園編④～開催報告
- 農林水産省24年度 地球温暖化防止対策等の概算要求の概要
- 3R・低炭素社会検定のご案内
- 住民主体の地域再生の取組手法の研究
- 東京電力福島原子力発電所の事故による損害に対する本賠償開始について

一覧を見る》 交通アクセス

- まちむら交流きこう事務所ご案内
- まちむらセミナーに参加しませんか！
- まちむら交流きこう 出版物のご案内

農産物直売所へ行こう！
 買い物客で行列のできる直売所のさらに
 便利で賢い利用法と農産物の流通革命を
 追う一冊！



まちむら交流きこう特派員ブログから

全国のまちむら交流きこう特派員からブログ記事が投稿されています。
ブログ記事はこちらをご覧ください。

- GT感動体験46【Green Tourism impressive experiences】
- GT感動体験45【Green Tourism impressive experiences】
- GT感動体験44【Green Tourism impressive experiences】
- GT感動体験43【Green Tourism impressive experiences】
- GT感動体験42【Green Tourism impressive experiences】

プロジェクトニュース



農業支援2000プロジェクト

二千年の歴史ある農業が千年に一度の災厄を前にして立ち止まることのないよう、知恵を結集して日本の生産者を支えていきましょう。
活動に賛同いただける全国の生産者、農産物直売所などの関係者の皆様、そして日本の生産者、農産物を支えたい皆様のご参加を呼びかけます。



廃校活用ポータルサイト

廃校施設の活用促進を図ることを目的に、「廃校活用ポータルサイト」を開設しました。
廃校施設の活用を検討している地域の方々や、実際に運営を行っている方々にとつて参考なり役立つよう、ポータルサイトの充実を図り、情報提供を行ってまいります。



市民農園ポータルサイト

市民農園の普及促進を図ることを目的に、「市民農園ポータルサイト」を開設しました。
市民農園の開設を検討している地域の方々や、実際に運営を行っている方々にとつて参考なり役立つよう、ポータルサイトの充実を図り、情報提供を行ってまいります。



まちむら交流きこうの地産地消の取り組み

地産地消の活動は、食料自給率の向上を図る上でも重要な取り組みであるほか、直売所や加工など、農業の6次産業化による地域活性化にも繋がるものとして、より一層の推進が求められています。
まちむら交流きこうでは、農林水産省の指導のもと、関連団体を通じて、全国で取り組まれる地産地消活動を支援しております。



数字でわかるグリーン・ツーリズム 2010

グリーン・ツーリズム受入側の状況等掲載内容(データ等)を充実させるとともに最近の動向も追加したグリーン・ツーリズムのデータブック。



地域リーダー研修テキストシリーズ No.5 ～地域に活力を生む、農業の6次産業化～パワーアップする農業・農村～

農業の6次産業化の理論や推進方法についての事例を紹介したわかりやすい解説書 著:今村 泰良 他



まだまだ伸びる農産物直売所～地域とともに歩む 直売所経営～

地域を活性化させている農産物直売所をしっかりと経営し発展させるための現状分析と経営発展のノウハウを体系的にまとめた一冊。

著:田中 満



フランスの教育ファームに学ぶ～その理念と活動～

ヨーロッパの中でも最もグリーン・ツーリズムが発展した伝統的な農業国『フランス』における教育ファームのこれまでの歩みと現状を豊富な事例をもとに明らかにする。

著:木島順子 井上和寛



グリーン・ツーリズム感動ものがたりシリーズさくらめく農家レストラン

7軒の農家レストラン経営者から話をお聞きし、経営者ならではの苦労や喜び、農家レストランの経営目標などを紹介するほ

か、当機構に寄せられた農家レストラン情報を一覧表でご紹介しています。



グリーン・ツーリズムインストラクタースクール

今、都市生活者などの間には、農村・山村・漁村の自然や文化等に触れ、その地域の人たちとの交流を楽しむ余暇活動(グリーン・ツーリズム)に関心が高まっています。

このスクールは、地域を案内したり体験活動を指導するグリーン・ツーリズム インストラクターの育成を目的とした講座です。



感動の田舎泊〜田舎で見つけた感動体験〜

グリーン・ツーリズム感動ものがたりシリーズ第2弾！全国の特徴のある民宿をピックアップして取材し、3人の民宿オーナーに熱い思いを語っていただいています。資料編では全国の体験民宿一覧や農林漁家民宿開業のポイントなどを掲載。

民泊特集 農林漁業も体験OK！地産地消の宿



農林漁業体験のススメ



みんなで楽しもう！新しいライフスタイル
グリーン・ツーリズムは、農林漁業体験の楽しさを伝えるための活動です。

Green Tourism | グリーン・ツーリズム



着地型旅行



旅の発見 <週末・日帰り・旅先>での遊びや体験を検索・予約しよう！

田舎暮らし体験、味覚狩り、写経、ホエールウォッチングなど地域ならではの着地型旅行を取り扱っています。

民泊特集では、農林漁家民宿おかあさん100選に掲載されているお宿も掲載中！

オーライ！ニッポン

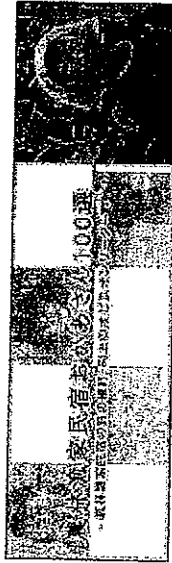
都市と農山漁村を人々が活発に「往来し、両方の生活文化を楽しみ、日本が「all right(健全)」になる。それがオーライ！ニッポン

グリーン・ツーリズム

「グリーン・ツーリズム」。まだまだ一般的には知られていない言葉ですが、農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅です。日本各地の「グリーン・ツーリズム」に関する情報をご提供しています。

着地型旅行

「着地型旅行」とは「その土地からの贈り物」。その土地を知り尽くした人々が提案してくれた、いわば「旅のレシピ」。お気に入りの散歩道、美味しいもの、物知りな名物おばさん、心奪らぐ森、先人たちの智慧・・・そんなその土地の最高の楽しみ方がぎゅっと詰まったスペシャルな料理法です。たくさんの方の笑顔とおもてなしの心が紡ぐ旅のストーリーは、まさに「旅の驚沢な御馳走」と言えるでしょう。旬の季節、その土地の魅力が一番美しく咲き誇る時期に、旅心をいっぱいにお出かけください。



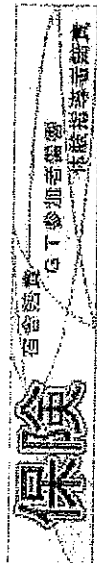
農林漁家民宿おかあさん100選

農山漁村を舞台にゆとりと安らぎを提供し、都市との共生・対流の担い手として期待されている農林漁家民宿について、地域の資源や人材の魅力、安全・安心な滞在の提供など、その品質の維持・向上を図るとともに、イメージや実態を広く国民に理解してもらうため、地域のオピニオンリーダーであり、自身の民宿経営に成功し、地域活性化に寄与している「農林漁家民宿おかあさん」を選定し、紹介するものです。



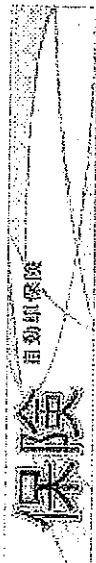
子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム

全国の小学校と農山漁村をつなぐ、プロジェクトの受入地域の紹介・調整システムです。



1. グリーン・ツーリズム総合補償制度

グリーン・ツーリズムに関わる方のための保険、グリーン・ツーリズム総合補償制度(GT保険)のご紹介



2. 農林水産省職員自動車保険団体抜制度

農林水産省職員自動車保険の集金業務を実施しています。詳しくは下記取扱店まで(株)カワシマ TEL 03-5281-6353 FAX 03-5281-6923

Copyright (C)2008-2014 The Organization for Urban-Rural Interchange Revitalization. All Rights Reserve. | (財) 都市農山漁村交流活性化機構

| サイトマップ | プライバシーポリシー | お問い合わせ |

財団法人 都市農山漁村交流活性化機構

(まちむら交流きこう)

東京都知事登録旅行業第2-5925号

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町45

神田金子ビル5F

TEL: 03-4335-1981 (代表)

FAX: 03-5256-5211

E-Mail: web@kouryu.or.jp